

1. 議事日程第3号

(平成21年第12回大口町議会定例会)

平成21年12月14日

午前9時30分開議

於 議 場

日程第1 一般質問

2. 出席議員は次のとおりである。(15名)

|     |       |     |       |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番  | 吉田 正  | 2番  | 田中 一成 |
| 3番  | 柘植 満  | 4番  | 岡 孝夫  |
| 5番  | 宮田 和美 | 6番  | 酒井 廣治 |
| 7番  | 丹羽 勉  | 8番  | 土田 進  |
| 9番  | 鈴木 喜博 | 10番 | 齊木 一三 |
| 11番 | 吉田 正輝 | 12番 | 木野 春徳 |
| 13番 | 倉知 敏美 | 14番 | 酒井 久和 |
| 15番 | 宇野 昌康 |     |       |

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

|                    |         |                          |         |
|--------------------|---------|--------------------------|---------|
| 町 長                | 森 進     | 副 町 長                    | 大 森 滋   |
| 教 育 長              | 長 屋 孝 成 | 地域協働部参事<br>兼環境課長         | 野 田 透   |
| 健康福祉部長             | 村 田 貞 俊 | 建 設 部 長<br>兼都市整備課長       | 近 藤 定 昭 |
| 総 務 部 長<br>兼政策推進課長 | 近 藤 則 義 | 総 務 部 参 事<br>兼農業公園構想推進室長 | 杉 本 勝 広 |
| 生涯教育部長             | 三 輪 恒 久 | 会 計 管 理 者                | 星 野 健 一 |
| 地域振興課長             | 平 岡 寿 弘 | 戸籍保険課長                   | 江 口 利 光 |
| 福祉子ども課長            | 馬 場 輝 彦 | 保 育 長                    | 中 野 幸 子 |
| 健康生きがい課長           | 吉 田 治 則 | 建設農政課長                   | 鷓 飼 嗣 孝 |

5 . 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 小 島 幹 久                      議 会 事 務 局 長  
議 次 佐 藤 幹 広

## 開議の宣告

議長（齊木一三君） それでは、皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は15人であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程に入る前に、このたび副町長に就任されました大森副町長よりあいさつがありますので、よろしく願いをいたします。

副町長（大森 滋君） 皆様、おはようございます。

本日は、議会の本会議という、このような場でごあいさつをさせていただく機会を与えていただきまして、大変ありがとうございます。

12月2日の本会議におきまして、皆様の御理解により副町長の選任の同意をいただきまして、9日から25年12月8日までの4年間、副町長を務めさせていただくことになりました。今後一層の御指導をお願い申し上げます。よろしく願いいたします。

この4年間、これまで多くの住民の皆様の努力により築き上げられてきました大口町の姿をさらに発展させるため、皆様と力を合わせ、あるいは議論を重ねながら、大口町の町政を支えてまいりたいと考えております。よろしく願いを申し上げます。しかし、これからの3年ないし5年間は、大口町の社会や経済、そして大口町の将来の姿を決定づける極めて大切な時期になるであろうと考えております。一方では、行財政環境は極めて厳しいものになるだろうと予測がされております。このような点に留意をしながら、事務事業の質の向上と継続に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いを申し上げまして、私の就任のあいさつとさせていただきます。

本日は、このような機会をさせていただきまして大変ありがとうございました。よろしく願いを申し上げます。

議長（齊木一三君） 御苦労さまでした。

それでは、お手元に配付いたしました議事日程に従い、本日の会議を進めます。

（午前 9時30分）

## 一般質問

議長（齊木一三君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

土 田 進 君

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 皆さん、改めましておはようございます。8番議席の土田進でございます。

議長さんのお許しを得ましたので、通告に従いまして質問をさせていただきます。

まずは、森町長におかれましては、過日の激しい選挙戦での当選、まことにおめでとうございます。

今回の町長選は、2人による一騎打ちとなり、双方がそれぞれのマニフェストを掲げての公開討論会も開催されるなど、大変激しい選挙戦となりました。その結果、町民は、森町長の堅実な施策や豊富な行政経験を期待をして選出したものと思います。森町長は当選後のあいさつで、「町民との約束は任期4年の間に確実に実行してまいります」と力強く述べられました。就任後、日が浅く、やる気に満ちあふれておられる森町長にお尋ねをします。

両候補のマニフェストを比較すると類似点が多かったようにも思いますが、お手元の資料にもあります森町長独自の町民との約束、いわゆるマニフェストの中から2点に絞って質問させていただきます。

まず1点目は、森すすむのお約束2の7、新しい分野の産業（航空宇宙産業等）誘致、いわゆる新しい分野の技術を持つ企業の誘致を進めると言っておられますが、この件でお尋ねをします。

10月25日に開催された大口町の未来を考えるフォーラム公開討論会で、森町長は財源について次のように述べられました。「昭和30年代に土地所有者の方々に安い値段で土地を提供していただき、工場誘致の施策がとられ、そのおかげで豊かな現在の大口町がある。これからの新しい時代に向けて、現在町内で活躍している企業の事業拡大ができるスペースの確保、さらには新しいこれからの時代の産業が誘致できるようなスペースの確保を土地利用の中で考えている」と述べられました。過去に行われた工場誘致のおかげで現在裕福と言われる大口町があることはだれもが認めるところではありますが、財源を確保するために、土地を有効活用して企業誘致を推進するお考えでおられるようですが、現在の大口町においてさらなる企業誘致が必要であるとお考えでしょうか、お尋ねをします。

議長（齊木一三君） 町長。

町長（森 進君） おはようございます。

それでは、土田議員さんの一般質問にお答えをしてまいります。

大口町にとって、木曾川や五条川の恵みによってはぐくまれた広大な農地と集落は、本町の土地利用を考える際の基礎であります。長年の努力と苦労によって培われてきたこの豊かな環境を、私たちは責任を持って次の世代へと守り伝えていかなければなりません。今もお話がありました、昭和30年代に住みみずからの農地を出し合っって進めた企業誘致が、現在の大口町に

大きな恵みをもたらしております。その恩恵を享受するだけでなく、本町の発展を支えている地域産業の持続的な発展をとともに目指していく必要があると考えております。社会情勢は当時とさま変わりをし、少子高齢化等の進行に伴う人口構造や産業構造の変化が、将来の地域社会・地域産業へ大きな影響を及ぼすことは必至であります。そのような状況の認識をしながら、先人たちの努力によって築かれた今日の豊かさにいつまでもあぐらをかいているわけにはまいりません。私は企業誘致を、現在の豊かな大口町を守り、町の持続的な発展を目指すまちづくり、人づくりの一つとして考えております。そのための方策として、町全体的な視点を失うことなく積極的に検討してまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

( 8 番議員挙手 )

議長(齊木一三君) 土田進議員。

8番(土田 進君) 現在の日本経済や企業の財務状態を勘案すると、積極的に設備投資を行う企業は少ないだろうと思われまます。確かに、大口町は昭和30年代の工場誘致に成功し、現在その恩恵で、近隣市町の中では裕福な自治体となっております。町長の企業誘致に対する方針についてお尋ねをします。

ここで言う方針とは、昭和30年代に倣って農地を工場や倉庫に転用する施策なのか、研究施設や技術開発施設を提供し、新産業を育成する施策なのか、それとも私では到底思いつかないような施策なのか、御披露いただきたいと思っております。

議長(齊木一三君) 町長。

町長(森 進君) 私が企業誘致という中で考えておりますのは、現在ハイテクのまちであります大口町にある町内の企業の拡大と、もう一つは新たな産業の誘致、その両方を考えておるわけで、今御質問にありました答えとしましては、現在の企業の中に優秀な企業がいっぱいございます。そういう中でそれぞれの企業活動が行われておるわけですけれども、その企業の一つにお聞きしたところ、景気が悪くなったときに設備投資をするというような企業運営・企業活動をしてみえる事業所、企業もあるということでお聞きをしております。ですから、先ほど言われましたように、確かに景気の状態というのはよくないわけですけれども、そんな中でも企業が設備投資をし、なおかつ次の企業活動に備えて準備をしてみえるというような企業もございます。そういう企業の、今後の大口町内での企業活動のできるようなスペース、さらには新しい産業を呼び寄せる企業誘致ができるようなスペース、これら両方を考えております。

( 8 番議員挙手 )

議長(齊木一三君) 土田進議員。

8番(土田 進君) マニフェストによりまますと、航空宇宙産業等とあります。その場合、大規模な工場誘致になると予想されますが、企業誘致に際して、町として資金援助や工場用地の

整備・取得の方針についてどのようにお考えか、お尋ねをします。

議長（齊木一三君） 副町長。

副町長（大森 滋君） この件につきましては、私からお答えをさせていただきます。

議員が御指摘のとおり、企業誘致に際しましては、用地の確保や資金調達、法規制等のさまざまな要件を解決していく必要があるということでもあります。こうした点を内部的に検討するため、現在、地域経済を所管します地域振興課と都市計画を所管します都市整備課におきまして研究会のような形をつくって、そのための体制づくりを考えております。今後、ぜひとも御理解と御協力をいただきたいと、このように考えておりますので、よろしく願いいたします。

（ 8 番議員挙手 ）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8 番（土田 進君） 企業は、工場以外にも農業生産法人の誘致や、広大な土地・設備を必要としない企業、例えばバイオ関連や環境関連企業などもよいのではないのでしょうか。大口町内においても、大御堂にエスペックミック株式会社という会社があり、大口西小学校のビオトープや青木川の植生の実績がある会社のようなのですが、町としては、そういった会社を支援していくのも一案ではないかと思えます。マニフェスト作成の際には、十分考えられた上で新しい分野の産業（航空宇宙産業等）の誘致を検討されたものと思えますが、航空宇宙産業等を推奨してみえるのはなぜなのか、お伺いをしたいと思います。

議長（齊木一三君） 町長。

町長（森 進君） 航空宇宙産業等とは、あくまでも「等」でありますので、航空宇宙産業に限定した企業誘致を考えておるわけではございません。マニフェストへ具体的に例示した理由といたしましては、現在、愛知県が県営名古屋空港隣接地に航空宇宙産業の研究開発拠点の誘致を進めていることに起因をいたしております。今後、独立行政法人宇宙航空研究開発機構を初めとする産学官が連携した研究開発が推進されると同時に、産業のすそ野の拡大に伴う中小企業の参入支援が進められる予定であります。名古屋空港と近接する大口町は、先ほどもお話をしましたハイテクのまちとして世界に名立たるメーカーが軒を連ね、物づくりの技術・文化が培われてきた地域であります。ここに航空宇宙産業という最先端産業が加わることで、研究開発機関との連携や企業間の新たなネットワークの構築、ベンチャーの起業、関連産業を有する地域との交流など、地域産業の強化・活性化はもとより、大口町のまちづくり・人づくりの進展につながる可能性を秘めていると考えております。

いずれにいたしましても、今後、企業誘致についての研究を重ねていく中で、企業誘致の業種や誘致活動の方針を検討してまいりたいと考えております。

（ 8 番議員挙手 ）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 企業誘致をするについて、大口町独自のセールスポイントが必要になるかと思われませんが、町長は、大口町の一番のセールスポイントは何であると考えておられるのか、お尋ねをします。

議長（齊木一三君） 町長。

町長（森 進君） 大口町は、名古屋という大都市近郊にあり、かつ空港やインターチェンジに近接する恵まれた地理的条件を有しております。このことは、皆さんそう思っておっていただけないというふうに思っております。それだけではなく、五条川の桜並木や肥沃な農地といった豊かな自然環境、また世界に名立たる物づくり企業の集積、そうした企業を情熱を持って誘致してきた歴史的な経験、そして今、町内各所で活発に広げられ、地域社会を支えている人々のまちづくり活動がございます。こうした大口町ならではの魅力は、進出する企業にとって大きなメリットになり得るのではないかと考えております。

今、企業は、地球環境に配慮した継続的な活動や、地域社会に対する社会的・経済的・文化的貢献など、求められる役割や責任も変化をしてきております。そうした中で、大口町は、企業を住民というまちづくりの担い手として、地域や行政と連携した企業活動を推進できる可能性にあふれた自治体であるというふうに自負いたしております。企業誘致につきましては、優遇制度等の検討すべき手法もあるとは思いますが、大口町に立地することにより企業イメージが向上したり、大口町に立地してよかったと誇りを持っていただける環境をともにつくり上げていけるまちづくりに力を入れて取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

（8番議員挙手）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 先ほども述べましたが、現在の産業界は大変厳しい状態にあり、どの企業も新規の設備投資には慎重であると思われまます。確かに我が大口町は、交通の便がよい、農地ではあるが広い土地があるなど、大規模な工場立地には恵まれています。工場用地としての地価は、隣の岐阜県と比較すると割高であり、有利な条件ばかりではありません。

また、企業誘致が大事なことだとお考えならば、一定の優遇措置もあってもいいかもしれませんが、それには限度とバランスがあると思われまます。全国の自治体で、補助金を積み上げた企業誘致競争が行われています。しかし、企業誘致への補助金の費用対効果の問題もあり、成功例ばかりではなく、容易ではないと思われまます。私としましても、新しい企業を誘致することについては反対ではありませんが、方法については慎重に検討するべきだと思われまます。このような現状で、マニフェストにもあります大口町の財政に寄与してくれた企業との協働の内容を

見直す必要もあるのではないかと思います。

次の質問に移ります。

現在までの町の財政に貢献してくれた企業と新規に誘致する企業との支援のバランスについてどのようにお考えでしょうか、お尋ねをします。

議長（齊木一三君） 副町長。

副町長（大森 滋君） この御質問につきましても、私から回答させていただきます。

地域経済の基盤として今の大口町の豊かさを支えている既存の企業の持続的な発展がなくては、これからの大口町の将来の成長も見込めないというふうに認識をしております。新たに誘致する企業の進出により地域産業の衰退を招くことがないように、調査・研究の段階から企業間のバランス等に配慮した十分な検討を行っていきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

（ 8 番議員挙手 ）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8 番（土田 進君） 新規の企業誘致計画、並びに現在町内で活躍している企業の事業拡大スペースを確保するための計画を立てられるのであれば、当然のことながら、来年にも策定される大口町都市計画マスタープランに盛り込まれるべきであると思ひれます。都市計画マスタープランの作成のおくれについては、昨年の6月の定例会とことしの9月の定例会の2回、一般質問で指摘をしておりますが、昨年の6月の定例会では、当時の建設部長（現在の総務部長）が、「大口町の都市計画マスタープランは、町の総合計画のほか県の都市計画区域マスタープランに即する必要があることから、県のマスタープランの改編作業を踏まえながら町の計画の見直しを進めていく予定としています。具体的には、平成21年と平成22年の2年間で委員会を設置して見直しを考えております。委員会のメンバーとしては、行政関係のほか、住民の意見を反映させるため、住民代表者、議会関係者の参加を考えております。その際には御協力をお願いしたいと思ひています」と答弁されております。しかし、愛知県の都市計画区域マスタープラン骨子案は平成20年1月7日に示されており、その対応が、お隣の江南市、小牧市と比べると大変おくれしております。そこで、都市計画マスタープランの進捗状況と企業誘致計画の連動性について質問をいたします。

議長（齊木一三君） 建設部長。

建設部長兼都市整備課長（近藤定昭君） 土田議員から都市計画マスタープランにつきまして御質問いただきましたので、私の方から答弁させていただきます。

まず、都市計画マスタープランの進捗状況でございます。これにつきましては、前回の一般質問でもお答えしましたとおり、現在、業者に委託発注いたしまして、目指すべき将来像を設



定する将来都市構造、あるいは土地利用構想、あるいは分野別まちづくり方針といったものを、資料を整備して素案を今作成している段階でございます。

それから、今お話がありました江南市につきましては、前倒しをしまして、ことしの2月25日に都市計画審議会で付議、答申をいたしまして、3月31日に告示したという感じでございます。これにつきましては、一般的にほかの理由がございまして、前倒ししてやってきたというような感じでございます。ちなみに小牧市、あるいは犬山市につきましては、大口町と同じような形での平成21・22年度の策定計画になっております。

それから、今、町長のマニフェストにございました企業誘致の関連につきまして御質問いただきました。

これにつきましては、前回お話にありましたように、今現在そういったことでマスタープランを作成しているわけでございます。その中の企業誘致につきましても、順次、候補地がある程度絞られてくるとは思いますけれども、そういった候補地を今言いました土地利用計画の中に盛り込みまして、それを次期マスタープランの中に盛り込むことによって、企業誘致と、それから都市計画マスタープランとの連動性が出てくるのではないかというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

( 8 番議員挙手 )

議長(齊木一三君) 土田進議員。

8番(土田 進君) 策定委員会はいつごろから始められる予定ですか、お伺いします。

議長(齊木一三君) 建設部長。

建設部長兼都市整備課長(近藤定昭君) 今、回答いたしましたとおり、まだ今、業者に発注しております。そんな中で素案がまだできていないということで、委員会を開催するまでに至っていないというのが現実でございますので、御理解を賜りたいと思います。

( 8 番議員挙手 )

議長(齊木一三君) 土田進議員。

8番(土田 進君) 企業誘致の構想を持ちながらマスタープランに盛り込まれないのであれば、大口町のマスタープランはないのも同じであると言わざるを得ません。ぜひ来年度までに策定される大口町都市計画マスタープランに盛り込んでいただき、国道沿線のみ、いわゆる線の開発ではなく、計画性のある面での開発を進めていくことが乱開発の防止につながるのではないかと思います。

それでは、次の質問に移ります。

町長は、マニフェストの町民へのお約束、3.環境、緑豊かな美しい景観の保全をうたっておられます。これは、平成15年3月に制定された全町農業公園構想の趣旨に沿うものだと思います。

ます。私は、以前に2回ほど、この全町農業公園構想について一般質問をしており、非常に関心を持っておりますが、森町長は、今まで行われてきた全町農業公園構想の成果をどのように評価されておられるのか。また、酒井町長のもとで策定された全町農業公園構想を今後も推進していかれるのか、その決意のほどをお伺いしたいと思います。

議長（齊木一三君） 町長。

町長（森 進君） 全町農業公園構想につきましては、酒井前町長の公約で掲げられてから10年余りが経過をし、その当時においては、循環型社会を提唱し、環境と農業を結びつける発想は斬新でありました。それゆえに、理解が難しい部分もあったと思います。

そうした中、これまでにさまざまな施策に取り組んでまいりました。多くの方が訪れ、大地に親しむ機会と交流の場であるれんげまつりや保育園給食への地元野菜の供給、さらには、今年度からは園児と地元の方が一緒になり、季節の野菜を育てる食育事業、環境の面からは生ごみの堆肥利用など、個々の事業については順調にその成果を上げているものもあり、一定の評価をいただけていると思っております。しかしながら、全町農業公園構想とは何かというと、それぞれの切り口からの視点やとらえ方にずれが感じられることは反省すべき点であると思っております。

しかし、今日に至っては、国の施策においても循環型社会への対応は必須の課題として取り組みが行われ、農業の果たす役割についても見直しがされてきております。このような状況において、大口町ではいち早く農業を軸とした循環型社会への対応を全町農業公園構想という発想で施策を進めてきた経緯から、本年の7月には職員によるプロジェクトを立ち上げ、いま一度これまでの施策を検証し、構想を目に見える形に表現できるよう取り組んでおりますので、御理解をいただきたいと思っております。

（8番議員挙手）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 森町長はマニフェストの中で、豊穡な大地を保全・活用し、居住環境と食の安全を守ると約束しておられます。このことは、最初に質問しました企業誘致とは相入れないものがあると思います。現在の大口町には開発可能な工業地域はほとんどなく、どの地区にどのような工場を誘致しようと計画しておられるのか、お聞きしたいと思います。豊穡な大地を開発しなくて工場誘致はできないのではありませんか。この豊穡な農地をつぶすことが、町長の言われる土地の有効活用でしょうか。

そこで、マニフェストの中の豊穡な大地を守ることと企業誘致を進めることは矛盾しているようですが、両立はできるのかどうか、お尋ねをします。

議長（齊木一三君） 町長。

町長（森 進君） まだ現在の時点で、どの地域にどのような産業をというようなものまで持ち合わせておりません。豊かな大地に企業が点在し、立地する大口町の風景は、先人たちが各地域と企業の結びつきを考慮し、農地を削り、町の将来のためにと企業誘致を行い、自立したまちづくりを目指してきた結果であります。その恩恵を受け、現在の大口町は財政的には豊かな町として、比較的恵まれた状況にあります。

一方で、町の財産である農地は、農業振興地域整備計画などを定期的に見直し、農振除外などを抑制し、農地銀行などの施策を活用し、守ってまいりました。今後、町の将来を見据えたとき、地理的にも恵まれた大口町の土地をどのように有効的に活用し、町全体のビジョンをどう描くかということは、大口町のまちづくりの基本にかかわる部分であり、さきの御質問にも建設部長がお答えをいたしましたとおり、都市計画マスタープランを考える上での課題にもなっております。農地だけ、あるいは企業誘致だけではなく、全体構想を練る中で両立させ、調和のとれたまちづくりをしていかなければならないというふうに考えております。

（ 8 番議員挙手）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8 番（土田 進君） 大口町は面積も狭く、平たんな土地が続き、残念ながら自然景観と言えるものは五条川くらいでしょうか。そのほかに、町長も言われるように、豊穡な大地である田んぼや畑ではありませんか。以前にも私は言いましたが、田や畑は、一度転用されると二度ともとの田畑に戻ることはありません。田や畑が持つ機能は、はかり知れないものがあります。未来の子供たちに少しでも多くの自然を残すことが、今生きる者の務めであると思います。財政のためとはいえ、安易に自然を破壊することで財政の問題を解決するというお考えはいかなもののでしょうか。この貴重な自然を壊すようなことは慎重であるべきと思います。私などは、生まれ育った昔の大口町、圃場整備以前の曲がった道や、魚取りをした、くねった小川の風景が懐かしく思い出されます。森町長自身も地元の出身ですが、大口町の豊穡な大地、いわゆる田んぼや畑に対する思いについて、お聞かせ願いたいと思います。

議長（齊木一三君） 町長。

町長（森 進君） 私も、昭和26年に大口町で生まれ、今、土田議員さんがお話をされました曲がりくねった道、あるいは田んぼ、畑、そのときの状況、目を閉じるとそういう状況が浮かんでくるわけですが、そういうものが私にも自分の生活の中、あるいは小学校・中学校、さらにはもう少し小さいころの自分の活動の中に非常に密着した時代、そういう中で育ってまいりました。私の育った大口町の四季折々の風景には、五条川の桜並木を初めとした自然、そして季節ごとに変わる農作物のある田園風景が当然であるがごとく生活をしてまいりました。また、ふだん何げなく庭の草を取り、土と戯れるといった日常の生活も、自分としては心安ら

ぐ中にも当たり前のこととして過ごしてまいりました。しかしながら、最近、国を初めとした農業施策への取り組み、また新聞・テレビなどを初めとした報道での食の安全、食料自給率の問題など、さらには農地の機能に着目した農業が大いに見直されてきている中で、改めて大口町を見詰め直したとき、その大地の偉大さに気づき、この環境を守っていくことが必要であると感じることができましたので、このたびマニフェストに掲げさせていただきました。このことにつきましては、土田議員さんと相通ずるものがあるというふうに思っております。

( 8 番議員挙手 )

議長 ( 齊木一三君 ) 土田進議員。

8 番 ( 土田 進君 ) 私と年代こそ違え、田や畑に対する思いはあまり変わらないようにお聞きをいたしました。これ以上、自然を壊すことのないよう、努めたいものだと思っております。

次に、野菜加工場及び常設販売所の設置とは具体的にどのような構想なのか、お尋ねをしたいと思います。

野菜加工場とは、どのような野菜をどのように加工し、常設販売所の設置場所はどこで、生産者は常時出荷できるかなどについてお尋ねをしたいと思います。

議長 ( 齊木一三君 ) 総務部参事。

総務部参事兼農業公園構想推進室長 ( 杉本勝広君 ) ただいま土田議員さんより御質問いただきました野菜工場、常設販売所の具体的な構想について、私からお答えさせていただきます。

今までのつくるだけの農業では、所得向上や、やりがいの向上には結びつきません。これからの農業に対する考え方の一つとして、丹精込めてつくった農作物に付加価値をつける。また、農作物を提供できる喜びを生産者の皆さんに感じていただくことが必要だと考えております。ことし10周年を迎えました朝市なども、直接お客さんとの対話ができることが生産者の喜びにつながっているとも聞いております。今後、農業をしていただける方をふやしていくためには、週1度の朝市だけではなく、とれたての野菜を常に販売できるような場所や、農作物を加工できる方法を考え、農業の6次産業化を目指していくことが必要だと思っております。

しかし、これまで行った調査からは、常設販売にした場合、商品の種類、鮮度、立地の条件などが集客力につながるということがわかってきており、すぐに施設を設置し、始めればよいという問題でないことも十分承知しております。具体的には生産者の方の御意見を伺いながら、野菜加工場も常設販売所もどのような形態が大口町の農業施策にふさわしいのか、さらには、まちづくりを進めていく上でどうしたらよいのか、調査・研究を継続し、プラン作成に取り組んでまいりたいと考えております。

( 8 番議員挙手 )

議長 ( 齊木一三君 ) 土田進議員。

8番（土田 進君） 野菜加工場については、これから具体的に検討していかれるということですので、期待をしておりますので、よろしく願いをいたします。

常設の販売所については、全国の自治体で道の駅の設置などの事例がありますが、そのような構想はお持ちなのか、お聞きしたいと思います。

議長（齊木一三君） 総務部参事。

総務部参事兼農業公園構想推進室長（杉本勝広君） 道の駅ですとか、町の駅という形で常設販売しておるところは十分承知しておりますが、そういった施設の中には、食べ物を提供できる場所ですとか、いろんな形で複合施設になっているところが多いかと思えます。そういったところも私どもも調査・研究を続けておりますが、先ほどお答えさせていただいたとおり、お客さんの確保と申しますか、お客さんに来ていただくために何が必要か。先ほどお答えさせていただきました品数もそうでしょうし、その他の付加価値をどういうふうにつけていくかということは今現在調査しておりますし、具体的な立地場所についてはまだ決定しておりません。現在、いかにお客さんに来ていただくか、いかに応援していただけるかという形を検討しておりますので、よろしく願いしたいと思います。

（8番議員挙手）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 道の駅は、現在全国で920カ所ほどあり、先日もテレビ放送で、道の駅の成功例としまして東京の「八王子滝山」が紹介されておりました。大変繁盛しておりまして、入場者を制限するほどの盛況ぶりのようでありました。また、愛知県内には現在13カ所ありますが、三河地区がほとんどでありまして、尾張地区では「道の駅立田ふれあいの里」1カ所のみであるようです。その施設は、木曾三川公園で催しがあるときはにぎわっているようですが、平日はそれほどでもない聞いております。この地方では、いろいろな面で道の駅は成り立ちにくいのかなあということも思いますが、しかしこの不景気なときだからこそ、大口町民が元気になれるような斬新な道の駅構想を国道41号線沿いに考えてもよいのではないかと思います。野菜の常設販売所だけではなく、公共サービスの施設、例えば以前から議論になっています町民活動センターを併設するとか、ごみ焼却場の余熱を利用した銭湯をつくるとか、いろいろ考えられると思いますが、検討の余地はあると思いますが、いかがでしょうか。

次に、植物工場誘致についてお尋ねをします。

植物工場の普及に力を入れる経済産業・農林水産の両省によりますと、2009年春の段階で、照明に蛍光灯などの人工光だけを使う密閉度の高い工場が34件、温室として太陽光を取り入れた工場が16件紹介されております。また、今後3年間で植物工場を3倍の150カ所にふやし、生産コストを3割減らす目標を立てています。農林水産省と経済産業省は、先月、植物工場の

事例集を公表しており、このような施設を使ってサラダ菜、レタス、ベビーリーフ等、葉物野菜を生産しております。森町長の植物工場の誘致とは、具体的にどのような構想をお持ちなのか、お尋ねをします。

議長（齊木一三君） 総務部参事。

総務部参事兼農業公園構想推進室長（杉本勝広君） 引き続きまして、植物工場の誘致とは具体的にどのような構想なのかという御質問でございますが、これにつきましても私からお答えさせていただきます。

議員御質問の植物工場とは、温度や光、養分など農産物の生育環境を施設内で人工的に制御し、安定的に生産する設備・システムであります。これは、先ほど議員さんも御指摘いただきましたとおり、2009年にかかなりの数できております。これにつきましては、農産物の品質や安全面の管理がしやすく、需要に合わせて供給できることなどから、今後注目される農産物生産の形態であり、異業種からの参入も見込まれることから、積極的に今現在、情報収集しております。しかしながら、今まで国の施策として経済産業省と農林水産省が連携し、植物工場の増設に向けて支援をしてきておりましたが、国の取り組みは、政権交代以後どのように変化していくのか、まだ状況が把握できておりません。しかし、植物工場の考え方は、次世代の農業を担い、安定した食料の供給や新しい産業分野の開拓という部分では非常に興味深いものだと考えております。この植物工場も、今後の新しい分野の企業誘致の一つとしてとらえ、議会や関係団体の皆様のお知恵をかりながら検討してまいりたいと考えております。

（ 8 番議員挙手 ）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8 番（土田 進君） 植物工場は今後も有望であると思われませんが、植物工場の野菜は、つくれば売れるものでもなく、だれに何を売るか、そのために生産手段として植物工場の仕様を考えることが必要で、初期投資の回収には時間もかかり、長期的な戦略が必要のようです。販売価格が20%高くても、コストの吸収ができるほど売れていないのが現状のようです。

植物工場には利点も多いのですが、まだまだ克服しなくてはならない課題が多くあります。その課題の一つに、運営コストがかかり過ぎることがあります。そのコストの内訳として、二、三割が光熱費と言われております。オランダでは発電所の近くに立地をし、その排熱を利用した植物工場が多いようです。現在、2市2町で新ごみ処理施設の平成30年度稼働を目指し、候補地の検討がなされている段階で申し上げるのもいかがかとは思いますが、もし大口町に新ごみ処理施設ができることになれば、その排熱を利用した植物工場の誘致をあわせて検討してはいかがでしょうか、お尋ねをします。

議長（齊木一三君） 総務部参事。

総務部参事兼農業公園構想推進室長（杉本勝広君） 今、議員さんから御指摘いただきましたこの施設につきまして、議員御指摘のとおり、ランニングコストが非常にかかっております。一例で申し上げますと、ことし9月にデモ施設を見せていただく機会がございました。施設の規模といたしましては、3メートル掛ける4メートル、12平米、これは約4坪弱なんですけど、この4坪弱の施設の中で、いわゆる栽培用のベッドが何段も置かれ、運営されておったわけですが、今、議員御指摘のとおり、ランニングコストが、約8畳、先ほど申し上げた約4坪ですが、約4坪の施設で一月に光熱水費が5万円かかっているということを聞いております。この5万円で、ベッドの数にもよるわけですが、生産した場合に、レタスが一つ幾らになるかということ考えたときに、とても考えられるような数字ではなく、ふだん、いろんなマーケットで買ってくるレタスの数倍程度で済めば結構なんですけど、10倍を超えるような金額になっております。では、10倍超えた野菜が商品として、所得としてとれるかということ、そこについては非常に問題があるというふうに、私ども調査した結果として持っております。

それから、2市2町の話が出ておったんですが、今非常にデリケートな時期に来ております。ここで私からお答えする問題としてとらえられませんが、申しわけございません。その件に関しては、お答えを差し控えさせていただきます。以上でございます。

（8番議員挙手）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 環境や農業のテーマに関するマニフェストは非常に目新しく、評価しておりますが、その実現に向けての決意を町長から御回答願いたいと思います。

議長（齊木一三君） 町長。

町長（森 進君） 大口町が豊かな農地の恩恵を十二分に受けている現状や、環境問題についても先駆的に取り組んできた経過を顧みれば、これから10年先、もっと先の未来を見据えたとき、環境や農業は大口町行政の施策において欠かせない重要な分野であると感じております。そこには、従来からの発想だけではなく、新しい視点からの取り組みも重要であると考え、マニフェストに夢や希望を織り込み、作成をいたしました。議会の皆様方におかれましても、思いは同じであると思っております。ぜひ未来へ向けての施策について、よりよい発想でともに取り組んでいけるよう、御協力をお願いがしたいと思っております。

（8番議員挙手）

議長（齊木一三君） 土田進議員。

8番（土田 進君） 冒頭にも述べましたが、森町長は当選のあいさつで、「皆さんとの約束は、任期4年の間に確実に実行してまいります」と述べられ、また11月の臨時議会の所信表明で、「マニフェストに掲げた分野ごとの施策については、早速職員の皆さんと施政方針や懸案

事項の共有、その実現に向けて協議の場を設けた」と述べられました。自治体の首長の公約（マニフェスト）の実現では、身近な話題としまして、名古屋市長選で圧勝した河村たかし市長がおられます。ただ、その河村市長でも、マニフェストの実現に悪戦苦闘しております。当然のことながら、大口町長選においてもマニフェストを掲げたわけですから、それに即して実行していく過程で検討しなくてはならない事柄が多々あると思われまます。森町長も、どうか謙虚に住民や議会の意見を聞きながら、町職員とも協力して、安心・安全なまちづくり、住んでよかったと思える大口町のまちづくりに御尽力していただくことを期待して、私の質問を終わります。

田 中 一 成 君

議長（齊木一三君） 続いて、田中一成議員。

2番（田中一成君） 2点通告をさせていただきました。

初めは、森町長の所信表明演説とマニフェストであります。

今、土田議員からはマニフェストについての御質問もありました。

まず、マニフェストというのはなかなか難しいんだろうなと思いますね。選挙には勝たなければならぬし、支援者の皆さんの御意見も取り入れなきゃいけないということもありますので、森町長自身が、それはなかなか難しいと思うようなことも盛り込まれているだろうな、それはやむを得ないなというふうに、私も選挙をかなりやってきましたと思うわけでありますけれども、今このマニフェストの中で、実現が既にできないというものの中にはあるわけです。保育園や学校給食を今年度中に半額化するというようなのは、事務的にも時期的にも間に合わないだろうなあというふうに思いますけれども、このマニフェストに掲げた中で、森町長自身がもう無理だなあと思うようなことは幾つかございますか。

議長（齊木一三君） 町長。

町長（森 進君） 今、田中議員さんからお話がありましたが、マニフェストというのは大変なものなんだなあというのが、正直、今の私の実感であります。私が、今回11月1日の選挙を戦う中で、それにさかのぼること3ヵ月前、8月の末に衆議院の総選挙があったわけでありまます。そのときのマニフェストには、非常に細部にわたった細かい約束事が記載されておりました。現在、それが政府・民主党の中でいろいろと検討、協議等が重ねられておるわけですが、そういう中央における政党のマニフェストと大口2万2,000人の首長のマニフェストが同じものなのかなあということは、自分としてもちょっと疑問を正直感じております。国において政党が掲げ、約束事をし、そのような体制を国会の中でつくって初めてそれが実現可能なものになるという、その仕組みはわかるんですけども、大口町といいますか、地方公共団



体において、同じ住民の方から選挙で議会に、あるいは行政にという二元代表制のもとで、同じような形のマニフェストが果たしてどうなんだろうというのは、正直自分には、ここに来て疑問を持っております。これは、私が掲げましたマニフェストについて、やらないとかやるという話ではなくて、率直にそんな疑問を自分には持った次第であります。

それで、今、田中議員さんからお話がありました、今この時点でもう明らかにというようなものは、基本的には年度、さらには金額、できる限りそういうものを細かく記載することによって、住民の皆様にも私の約束事がわかりやすくということをつくったわけでございますが、必ずしも、この年度については履行ができないものも正直あります。これにつきましては、どうその年度をとらえるかということもありますが、正直な話、すべてがここに記載したとおりの年に、その内容についても実行ができるということは、職員の皆さんとお話をする機会の中で、やはり私が知り得なかった現状の問題点等、あるいは整理しなければならないもの、さらには現状既に一つの行政の中で動いておるものがある中で、管理職の職員の皆さんと意見交換をさせていただき、それで課題等も含めて今後の対応についてお話をさせていただいたという経過がございます。

ですから、今、個別の問題としてどれがということが具体的にはお答えできませんが、今お話をしましたように、必ずしもすべてがこの年にこのような形で実施ができるという、その最大限の努力は4年間の中でいたしますが、すべてこれが及第点をいただける結果になるかどうか。それは所信表明でもお話をさせていただきましたが、この掲げた約束事につきましては、毎年何らかの形で公表し、さらには議会にも報告をさせていただく。その中で評価がいただければというふうに思っております。

( 2 番議員挙手 )

議長(齊木一三君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) マニフェストというのはなかなか難しいなあと思いますが、今、名古屋の河村市長が毎日のようにテレビに出てきて話題になっておりますけれども、これもなかなか専門的な知識がないと、あの名古屋市の状況というのは分析ができないんですね。

河村市長は、マニフェストで10%減税を御承知のように掲げたんですが、それには括弧づきで、金持ちゼロという公約だったんです。ところが、今は均等割・所得割含めてすべて10%と言っておりますので、そうしますと多額の納税者が多くの減税になると。それは金持ち減税じゃないかと。その財源を、この財政の厳しい折ですから、福祉や医療や教育や、聖域なくカットして10%減税をやるんだと、こういうふうに言うもんですから議会も困っているわけですね。与党の皆さん、自民党や公明党も、そんなことじゃなくて、もっと所得の低い皆さんに対する減税幅を重視して、そして修正すべきだというようなことでやっておるんですが、それでもけ

しからんと河村市長が言っているんですが、そこら辺は本当に専門的に分析をしていかないと、今一般的には、河村市長が正しくて、議会は何をやっておるんだと。10%減税をやってもらえばいいじゃないかという人が多いんですが、落とし穴が実はあるというようなこともありますので、マニフェストが絶対だというようなことも言われますけれども、今町長が言われたように、職員の皆さん、あるいは議会・住民の皆さんのマニフェストに対する御意見等もよく伺いながら、実行可能なものを着実にやっていただければというふうに思います。

個別の問題で、一つは、行政や住民の皆さんとの対話を重視されるということで、このマニフェストにもうたわれております。そういう意味で、今、企業誘致の問題も出ましたけれども、とりわけ企業とのコンセンサスを非常におっくうがる傾向が、この長年の大口町政の中でも私はあると思っています。例えば、あそこの工場と色々な懸案があるから、町長さん、行ってみたらどうだと言うと、行きたがらない、そういう傾向があるんですね。それは、企業との協働によるまちづくりという面では、非常に私は問題がある点じゃないかなあというふうに思うんです。

ちなみに、最近、上小口にありますボッシュ・レックスロスという工場が、旧名は内田油圧ですけれども、工場閉鎖の方針を打ち出した。我々がお伝えするまで、町の方はそうしたことについて承知していなかったというようなことがあるわけですが、企業誘致も結構ですけれども、あれだけの大企業が大口町の工場を閉鎖したいと、出ていきたいということについて、住民からの連絡がなければ行政の方として知らなかったというようなことは、私はちょっと行政の手落ちじゃないかなあというふうに思うんです。そういう意味で、企業とのコンセンサスをトップの皆さんがきちんととるということが、これだけの企業誘致をして豊かだと言われてきた、恩恵をこうむってきたと言っておられるわけですから、きちんととるべきじゃないかと。税収がどれぐらいあるんだということで税務課等が回るだけにとどめない、そういうことが必要だと。

私が議員になった当時は公害が大変多くて、公害対策の特別委員会というのがあって、議会が先頭になって工場を回りました。間もなくなくなって、次は、大口町内の企業がどういう生産をしているのか、どういう品目に力を入れているのか、どういう技術を持っているのか、工場内はどんなふうなのかということで、企業めぐりをどんどんどんどんやりました。歓迎してもらいましたね、社長さんたちにも。うちは、こういうのなんですよ、こういう将来像ですと。私はオークマだけは寄せてもらえませんでしたけれども、オークマでも将来は航空宇宙産業分野に乗り出すんだと。ヘリコプターを自社でつくるんだというような、非常に高い水準の目標を持っているんですよ。そういうことを、やはりトップが知るべきじゃないでしょうか。もっとも企業とのコンセンサスを一つは図っていかないと、大口町のこの工場立地の中でのいる

んな手落ちが出てくるんじゃないか、あるいはいろんな構想にも豊かさが欠けるんじゃないかなあというふうに思うんですが、そこら辺はどうでしょう。

議長（齊木一三君） 副町長。

副町長（大森 滋君） 企業とのコンセンサスについての御質問であります。

選挙が終わった後、町長のマニフェストにつきまして、私ども地域協働部地域振興課と企業とのコンセンサスについての話し合いをさせていただきました。その折には、大企業だけを相手にしてお話をするのではなくて、やはり町内に広く立地をしておる企業全体を対象にしていく必要があるというようなことが出まして、一種の公募のような形で、町と意見交換をしたいような企業を募集しまして、そういったところを手始めにしてコンセンサスを図っていきたいというようなことを考えております。

（ 2 番議員挙手 ）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2 番（田中一成君） 教科センター方式についてお伺いしますが、既に議会の方は、教育委員会に対して要望書を提出させていただきました。教育の内容そのものについて、行政や議会があまり注文をつけ過ぎるといようなことは問題があるというふうに私は常々考えてまいりました。教科センター方式について、PTAの代表の皆さんから陳情書なども、議会だけじゃなくて、当局あるいは教育委員会等にも提出をされましたけれども、このことについては、いろいろと問題があるのかもわかりませんが、これを解決する主体は教育委員会だというふうに思います。森町長だけでなく、もう1人の候補者の方も教科センター方式の見直しをマニフェストのかなりのPRの材料にされたわけですが、今、町長自身は、この教科センター方式の見直しについて、どのような方法で検討していくのがいいのかという点についての御所見だけ伺っておきたいと思います。

議長（齊木一三君） 町長。

町長（森 進君） 11月1日以降、教育長先生ともお話をする機会がございまして、その中でも、今回御質問のありました教科センター方式についての教育委員会、学校現場の取り組み、先生方の取り組み、いろいろお話を私自身が聞かせていただく機会がありました。その中で、私自身が知り得なかったことも正直あったわけでございます。さりとて、これについて、田中議員も言われるように、行政が、あるいは議会がというような、その種のものではないというのも私の認識の中にはございまして、そんな中で今後どのような形、子供さんたちを中心に考えたときに、学校の先生方、教育委員会、現場、PTA、このかかわる人たちがお話をさせていただくということが一番肝心ではないかなあと思ひまして、その旨、教育長先生ともお話をさせていただいたわけでありまして、

( 2 番議員挙手 )

議長 ( 齊木一三君 ) 田中一成議員。

2 番 ( 田中一成君 ) 学校現場におられる教師の皆さん等が大変奮闘し、苦勞し、そしてすばらしい教育条件を、あるいは環境をつくっていかうということで御努力をしておられるわけがありますので、そうした直接かかわっておられる皆さんの御意見、今までやってきたことを十分お聞きになって、そしてトータルな立場で、そうした教育現場の皆さんに協力できるような教育行政をぜひ進めていただく必要があるというふうに思います。

次に、退職者の補充を抑制するということがマニフェストにうたわれております。8 名分を、子育て中の方などを短期雇用すると。意味があんまりよくわからないんですが、これはおおよそどういうことなんでしょうか。

議長 ( 齊木一三君 ) 町長。

町長 ( 森 進君 ) 以前、この議会でも田中議員さんから、職種について新規で採用しなくてもいいのかというような御質問をいただいたわけですが、現在、すべての職種で、その職員全体が十分に職員定数の中で間に合っているかということ、そうではないわけですが、そんな中で、その一つとして保育園の現場が実はあるわけでありまして、ただその保育園の現場につきましても、やはり正規の職員さんの育休等で、ある程度時期を待てば正規の職員さんが現場に復帰をされるというような状況もあるわけです。そんな中で、なかなか正規の職員さんの新たな採用をすることなく、一時的な臨時的保育士さんで手当てをしてきておるといのが現状だというふうに自分では認識しておりますが、大口町の今の職員定員管理の中で、今後、定年退職でやめられる方の数というのは把握ができるわけでありまして、その定年退職でやめられる方の補充を見送る中で今の保育園の現場において対応しなければならないような、臨時的保育士さんの勤務体系も、例えば半日とか1日とかいうことではなくて、いろんなパターンでお願いができる方があれば、そういう方をお願いして、少しでも育休の復帰までのつなぎとしてそのようなことも考えていきたいという趣旨で、このマニフェストの中に記載をさせていただきます。

( 2 番議員挙手 )

議長 ( 齊木一三君 ) 田中一成議員。

2 番 ( 田中一成君 ) 特に保育現場における補充を抑制し、パートさん、短期雇用ということで賄っていきたいということなんだそうで、その趣旨はよくわかりました。

これは保育の方とも関連しますので、保育の方で言わなきゃいけないのかもわかりませんが、いわゆる今の日本社会のこの不況の中で、最大の問題点は雇用の問題です。3 分の 1 が不正規雇用、女性の半分は不正規雇用、若者の 3 分の 1 も不正規雇用。こういう雇用の不安

定さが今の社会の不安定さを招いている最大の原因なんですね、実は。安心して働き続けることができる人が極めて少なくなっている。

そういう中で、特に女性については、御主人の給料が減っている。この10年間ぐらい、どんどんどんどん減っているわけです。そういう中で、ぜひ自分も働きたいと思われる人がどんどんふえているんですが、なかなか働きに出られない。求人も少ない。あるいは、子供さんなどがあって、働く条件も十分でないというようなことがあるんです。そういう中で、安心して働き続けられるような正規雇用の場をどう政治がつくり出していくのかということが、実は最大の問題なんですね。こういう不正規雇用で不安定雇用、景気が少し悪くなったら切り捨て御免というようなことが連続して起きていくような日本社会では、不況は克服できない、経済の若干の成長も見ることにはできない。ですから、今デフレになっているわけでしょう。賃金が下がり、物価が下がり、その悪循環で成長どころの話ではないと。

こういう悪循環を断ち切るには、国民の所得を安定させ、少しでも向上させ、懐を暖めて消費を促して、日本経済の6割を占めると言われる個人消費を促す。そして、輸出中心の日本経済から国民の消費による内需主導の経済をしっかりとつくり、自立した経済を日本につくり上げていく。この総選挙でも、どこの政党の候補者でも内需主導ということを強調したのはそのためなんです。輸出頼みでは、リーマンショックなどがあると日本の経済はがたがたに陥っちゃう。実は、あのリーマンショックが起きた際には、日本の経済に対する影響は八ちに刺された程度だと自民党の大臣さんは言っておられました。とんでもない話で、世界で最も大きな影響を受けてしまったんです、日本は。それは、外需頼みの経済というところに最大の原因があったと、こういうふうに言われているわけです。そういう意味では、仕事を分け合うことも含めて、今、労働組合は、非正規雇用の問題も克服しなければ、働く者の生活も日本の経済もきちんと立ち直らせることができないということを言っているわけです。

自治体労働者の中にも「官製ワーキングプア」という言葉が出てくるようになりました。都合のいいときにはパートで雇う。しかし、そのパートさんの賃金は、正規職員と比べると大変な格差がある。しかも、パートといっても、何年間も何年間も事実上は継続をして働いているにもかかわらず、1年ごとの短期契約を結んで、それを繰り返す。これは国際的に見ると、継続した契約とみなされるんです。そして、正規職員の皆さんと同等の待遇をしなければならないというのが当たり前の考え方になってきているんです。今、日本の社会がそういう不正常的な状況の中であって、行政サイドがそういうことを改めずに、都合よく低賃金のパートさんを1年刻みの短期契約で実は5年も10年も使うということをやっているのは、民間に対しても指導できるはずもないんです。是正もできないんじゃないですかね。

そういう意味では、基本的には必要な人員については正規職員をきちんと雇用する。まして

や、1年契約の短期雇用を繰り返すようなことで低賃金に甘んじなさいというような姿勢、そういう発想は、基本的に日本の社会を立ち直らせていく上ではよくないというふうに思うんです。

そういう意味では、今、パートさんは、保育現場だけじゃなくて非常に多いですね。本町でも窓口業務はほとんどパートさんという状況があるわけですがけれども、そこら辺は正職員の皆さんの給料をダウンしてでも、同じ仕事をしている者については同じ労働条件をきちんと与えられなければならないというILOなどの基本的な考え方からすれば、パートさんを今までのような物の考え方で採用するというようなことは、私はいかなるものかなあというふうに思うんですけれども、どうでしょうか。

議長（齊木一三君） 町長。

町長（森 進君） 私は、臨時職員さんと正規の職員さんが同じ待遇というのは、ちょっとどんなものかなあという気がいたします。それは、今の話で働かれる方の立場からすると、やはり正規になっても非正規でも同じというのはどんなものかなあということをおもっております。ただ、臨時職員さんの形というんですか、こういうものは幾つか種類があると思います。それは、臨時職員さんを必要とする期間ですとか、それからその目的ですとか、そんなようなものを整理する中で、臨時職員さんの雇用の形態というのが幾つかのパターンがあってもいいと思いますし、そういうところまで研究をされて取り組んでみえる他の自治体もあるというふうに自分には思っております。そういう中で、あわせて臨時職員さんの処遇についても、その形態につながるような処遇というものも検討し、あるいは研究をしていく必要があるというふうに思います。

今、大口町の状況をお話しすれば、臨時職員さんとして契約する方と、嘱託としてお願いをする方、大きく分ければこの二つのパターンが非正規という形で存在をするわけですがけれども、それ以外にも、よその市町で取り組みがされておるといような情報も見たことが過去にございます。そういうものも検討する中で、先ほども言いました期間、あるいは目的によって非正規の方の雇用形態というものを考え、あわせ持って、その処遇についても、つながっていくような研究・検討をする必要があるというふうには思っております。

（2番議員挙手）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） あまり突っ込んだ話をしてはなんですので次に移りますが、近隣市町との協働の問題もうたっておられます。近隣市町と行政の将来像を研究、情報を共有化し、情報公開と、こうなっているわけですがけれども、酒井町長の時代に市町村合併の問題が浮上して、今は落ちついてきたのかなあというふうに思いますけれども、酒井町長がやめる間に、他の

自治体との合併の問題についての共同研究の場をつくったといううわさがあるんですが、議会には正式に何の報告もないわけですけれども、それは一体どんなふうな状況になっているんでしょうか。

議長（齊木一三君） 町長。

町長（森 進君） 道州制を見据えた中での市町村のこれからのありようというようなものを一度勉強するというので、実は既に月に1回程度、補佐クラスの職員のレベルであります。研究会を立ち上げて、2回か3回その研究会を、それぞれの会場町を持ち回りで研究を進めておりまして、これは合併ありきではなくて、定住自立圏というんですか、こんなような構想も国の方から示されておる経過がありまして、そういうこれからの広域行政についての勉強会をお互いにしようということで研究会を立ち上げ、今も言いましたように、補佐クラスの職員がその研究会のメンバーとして勉強をしておるという状況であります。

（2番議員挙手）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 一緒に研究しているのが、小牧、大口、扶桑の1市2町ですか。なぜこういう枠組みでの研究ということになったんでしょう。

議長（齊木一三君） 町長。

町長（森 進君） それぞれ近隣、今も言いました、この近辺のほかの市に対しても声かけをしていただいたというような経過があるというふうには聞いておりますが、まだそのほかの市におきましては、そこに参画をすることについての判断というんですか、意思表示がなかったもんですから、今お話がありました小牧、大口、そして扶桑の担当者の中で勉強会がスタートしたというふうに認識しております。

（2番議員挙手）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 前町長が進めたことでありますから、森町長は、また新しい視点で対応していかなければならない局面が当然出てくるのかもわかりません。そういう意味では、今、一部事務組合など協力・共同している自治体があるわけですけれども、そういう自治体間での共同の意識の共有ができずに、小牧という、今まであまり一部事務組合でも関係のないところとは一緒にやるけれども、ごく近い近隣の自治体とはそういう共同研究はしていないというようなことでは、いろんな広域行政的にはまずいのではないかと私は思います。そういう意味では、今後そういう研究は、もう少し幅広く近隣の自治体も含めてやるのなら、親しく、ともにやったらいいんじゃないかと思えます。小牧、大口、扶桑というような枠組みで、そんなことを勝手にやるのならやりなさいよと。私らは知りませんよと。いろんなことがあっても、協力

も差し控えさせてもらいますというように感情的になる可能性があるもんですから、そこら辺は森新町長は慎重に進めていただく必要が私はあるんじゃないかなというふうに思いますが、どうでしょう。

議長（齊木一三君） 町長。

町長（森 進君） 実は、春日井市を中心とした5市2町で広域行政圏というのが、春日井市さんがずうっと当番で運営をしていただいた経過があるわけですがけれども、この広域行政圏について廃止の方向で現在検討がされております。そういう中で、広域でのいろいろと事務の勉強をするということについての母体ということがなくなることがどうだろうというような議論があって、何とか広域行政圏というようなくくりの中で合併についても、あるいは広域行政についても研究することができないかという経過も実はあったわけですがけれども、広域行政につきましては所期の目的を達したというようなことで、現在廃止の方向で事が進んでおります。そういう中で、今も言いました当時の道州制の問題、さらには定住自立圏等の新しい広域の取り組み、こんなようなものを勉強するということが、当時の春日井を中心にした5市2町の広域行政圏の中で、一部の大口を含んだ1市2町が勉強会をスタートさせたというふうに思っておりますし、自分がかかわってきた中でもそのような認識をしております。

そういう中で、今御忠告がありました件については、そういうふうにならないように、やっぱり勉強会を続けていきたいというふうに思っていますし、また今の中で1市2町が選別をしておるといいますかね、来ていただくことを拒んでおるわけではないわけですので、それぞれの市において、そのような勉強会に参画をするということになれば、この1市2町でスタートを切った研究会についても、それを受け入れ、一緒に勉強していくというスタンスで進んでおるといいうふうに思っておりますので、そのあたりは、御忠告いただいたことにつきましては十分慎重に進めていきたい、また対応していきたいというふうに思っています。

（2番議員挙手）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） 大口町の外交といいますか、そういうのは決してうまい感覚で進んできたものばかりではない。私の視点から見ても、まずいなと言われるような場面が幾つかあったと思うんですけれども、この地域では、犬山、大口、扶桑、江南、そして岩倉、小牧も一部含めて下水道事業を共同してやっている。これは非常に大きな課題だったんです。あの下水道処理場を確保する、今から約30年近く前にようやく見通しがついたんですけれども、そういうことを共同で、広域で隣接自治体とはやらなければならない。これからは、2市2町のごみ問題があります。これも、この2市2町の相互の理解が進まないと、物の考え方に共有が進まないと、あと10年で旧施設はリミットですので、この一、二年のうちに解決をしなければなら



い課題があります。我々が広域行政で今最も何を中心に解決をしなければならないのか。そういう意味で、心の交流も含めてきちんと意見交換が率直にできるような、そういう関係をどの自治体と重点を置いてやっていかなければならないのかということを中心にきちんととらえて、そしていろいろな広域の研究などもしていただかないと、変なところでアキレスを生んでもらっては困るということを指摘しておきたいと思います。

企業誘致は、右肩上がりの経済が終わりましたので、なかなか難しいことでありまして、航空宇宙産業も、先日の新聞報道を見ますと、三菱重工等の下請をやっている関連会社が、七宝町に幾つか分散している工場を集約して体制を整えたというような報道もありまして、航空宇宙産業が大川町に今のような状況で来るかなあと。多分来ないと思いますよ。企業誘致をするにはどうしたらいいのか、どういう優秀な企業に来ていただくのかというようなことをやる際には、県の企業庁とのパイプがなきゃできないですね。大川町は、そんなことを今まで一生懸命にやっていませんので、知識もなければノウハウも身につけていないというふうに私は見えています。

そういう意味で、今、県内にどれだけペンペン草が生えている工場敷地があるのかといえば、膨大な数に上っておりますね。中部新空港ができるからといって、対岸に常滑あたりにもつくりましたけれども、スーパーとホテルが来ているぐらいで、企業はほとんど来ていないですよ。そのぐらい、用地は確保したけれども企業は来ないというような状況で、今、県内の産業だって、縮小こそするけれども拡大基調ではないというような状況ですから、私は、土田議員が言われたように、農地をどうするのかということ、これから半世紀、100年というようなスタンスで見たら、これをいかに生産性の高い農業に高めていくのか、そして就業人口をここに求めていくのかというような物の考え方でいかないと、将来に禍根を残すだろうと。

いずれ人口減少の中で、自動車の利用率も減ってまいりますので、自動車産業一辺倒ではもう成り立たない経済が間もなくやってくるというふうに言われております。自動車がなくなった後、どうするのか。それは、農業であり、林業であり、漁業であり、中小企業、いわゆる地元産業と言われるような産業、そういうところに日本経済の中心があるんだという考え方で発想の転換をして、そして産業の育成を図っていくことが大事だというふうに言われておりますし、ヨーロッパ諸国などは、そういう体験をしながら、いわゆる地元産業と言われるような産業を旺盛に育成してまいりました。

例えば日本の山林。ドイツは、日本の山林の4割しかないそうですが、その山林で働いている労働者は、ドイツでは140万人だそうです。ドイツの2倍以上の山林がある日本では、林業を営んでいる方は160万世帯だそうです。ですから、日本のいわゆる里山、山林の保全をしっかりとやっていこうというドイツのようなスタンスがあれば、300万人以上の雇用が山林で

きるはずだという試算が簡単にできるんですね。

農業でも、ヨーロッパの農業の方々是非常に政府から保護されております。所得補償などがきちんとあって、そして農業でもしっかりと食べていける産業になっておりまして、それで自給率が100%、あるいはそれを超えるというような農業をヨーロッパでも育成しているわけですね。この大口町でも、私は素人ですから聞いた範囲ぐらいしかわからないんですけども、例えば守口漬の材料になるカリモリ、あれ一生懸命やっておられて、時々大口町の議会から議長名で感謝状ですか、表彰状ですか、出しておられますよね。時々ですから、おい、こんなの代々の議長が表彰状を出しておったかなんてということが時々議会で、何年かごとぐらいに話題になったりするんですけども、あの守口漬のカリモリというのは、一生懸命やって、とれるときには大変なんですね。大きくなり過ぎるとだめ。このぐらいのちょうどいい大きさのときに、きちんと葉っぱの中から見て、きちんきちんととって、それで納める。一生懸命やれば、非常にほかの野菜などと比べると収益があるというふうに聞いたんですが、ところがこれやってくれる後継者がいない。大和屋さんも困っちゃうということで、一生懸命やっておられる大口町の農家の指導者の方が、わざわざカリモリの栽培をしてくれる人を育成するために、九州まで飛んでいったりなんかしているでしょう。そんな生産性の高いものももっとやっていただけのような後継者づくりが大口町でできればいいのになと、こう私なんかは素人と思うんですけども、そんなことを含めて、一体全体、大口町の農業で、生産農家が直接やっている方で、それなりの収益を上げている生産というのは、カリモリのほかにいろいろあると思うんですけども、そういうところに着目しなきゃいかん。

それから、畜産農家が激減をして、今、大口町には1軒か2軒しかなくなりましたね。この畜産の収益ががた落ちになったもんですから、農家収入は10分の1にまで減っちゃったということを前にも当局も答弁しておられましたけれども、この畜産だって、悪臭が出ないような設備投資をきちんとやって、それなりの規模の経営をすれば成り立っていくというようなことだってあるのではないかなあというふうに思うんですけども、そういうところにこそ補助金だとか利子補給だとか、もっと町単独で着目していくべきじゃないかと。そういう着目の仕方をしないと、もっと農地をつぶして企業誘致でもした方がいいかなあというようなことになってしまうんじゃないかなあと思うんですけども、そこらは、町長と関連の部長の御感想だけで結構です。

議長（齊木一三君） 町長。

町長（森 進君） 農業公園構想というようなことで職員と話をする中で、私の頭の中で一つどうしてもクリアできない所得の向上というのが、お話をしておっても、いろんな企画・案は提案をされるんですけども、短期で所得補償ができればいいんですけども難しい。そう

すると、1年間通して、年間平均にその仕事があるかどうか。そんなようなことで、所得の向上というのを一つの目標の中に掲げておるわけですがけれども、現実問題として非常に難しいということは感じております。

そういう中で、今、田中議員さんが言われました、町内の畜産業の方が今ではたしか1軒。そこも、要するに後継者がなかったのが、息子さんが継いでもいいというようなことで息をつないでおるといふんですかね、後継者ができたということで、引き続き畜産業が大口町の中で残っていくというようなことも聞いていますし、先ほどもお話がありましたカリモリの話も、ちょっと理由はどうだったか覚えがないんですけれども、九州まで町内のカリモリを栽培してみえる人が指導に行かれたという話を本人さんから、さらには大和屋さんからそんなお話を聞いたこともございます。ですから、理由がどうであったかわかりませんが、現実問題、やはり生産性、所得を上げていくというようなことは、いろいろと考え方・発案はあるんですけれども、そこへ結びつくのが大変だというのが実感としてございます。

私のうちの近くでも、50代の方がイチゴ栽培を始められたわけですがけれども、ことしでちょうど2年目です。ハウス栽培ですがけれども、2年目の今になって言われたことは、固定客がつくようになったということと言われるんですけれども、やはり期間が短いということと、販売網を広げるために毎年何らかの設備投資をしないとだめだというようなことをね。ですから、今まで休耕してみえた田んぼの耕作を始められたりなんかして、要するにそれだけでは、とても1年間生活をしていくということが難しいというような現状の話を聞かせていただいたことがあります。

ですから、今言われるようなことというのは、財政的な支援ということもあるかも知れませんが、それだけで解決できる話ではないでしょうし、やはり年間を通した作業、あるいは所得の補償というようなものがある中で、どの程度財政的な支援ができるのかというようなこともいろいろ多面的に考えていかないと、なかなか形になっていかない。あるいは、大口町の中で農業が豊かな農地を生かした形での産業となっていくのが難しいというようなことは実感としては持っておりますし、具体的にだからどうするんだというようなこともあるわけではないですし、だから今の安直に企業誘致をしてというようなつもりも毛頭ございません。先ほどもお話をしましたように、この豊かな農地の保全ということと企業誘致につきましては、都市計画マスタープランの中で双方に調和のとれたまちづくりをするということをあくまでも目標に進めていかなければならないというふうに思っています。

(2番議員挙手)

議長(齊木一三君) 田中一成議員。

2番(田中一成君) では、次に保育の問題に移ります。

私も、なかなか年がいったら勉強もはかどらなくて、保育と女性差別撤廃条約及び子供の権利条約についてと通告をさせていただきましたけれども、保育と女性差別撤廃条約のところまでで多分終わるかと思います。

女性差別撤廃条約の歴史を少し述べさせていただきますが、男女平等というようなことは、戦後、特に世界的に言われてきたわけであります。1950年代には女性の参政権に関する条約、ILO（国際労働機関）の同一価値の労働についての男女労働者に対する同一報酬に関する条約第100条、それから同じくILOの母性保護に関する条約、それから人身売買及び他人の売春から搾取の防止に関する条約、既婚女性の国籍に関する条約、ILOの雇用及び職業についての差別待遇に関する条約。

60年代に入りますと、婚姻の同意・婚姻の最低年齢及び婚姻の登録に関する条約、人種差別条約、ILOの家庭責任を持つ婦人の雇用に関する勧告。66年には母性保護を規定した国際人権規約。こういうものが次々に制定されて、女性の差別、男女平等などの施策の国際的な推進が叫ばれてまいりました。しかし、改善の現実が進まずに、1967年の国連総会は、婦人に対する差別は不正であり、人間の尊厳に対する侵犯であるという趣旨の女性差別撤廃宣言を採択いたしました。

1970年代は、皆さんも御承知のとおり75年は国際婦人年ということで国際的な大きなイベントが開かれ、79年になって、ようやく女性に対するあらゆる形態の差別撤廃条約、略称「女性差別撤廃条約」が制定をされました。これは、世界の女性政策の原点、世界女性の憲法とも言われています。

この条約には、これまでの女性の権利に関する条約や宣言の内容が集大成され、かつ新たに発展した画期的な内容が盛り込まれています。最も特筆されることは二つあります。一つは、これまでの家事・育児に関する家族的な責任が女性にあるという考え方を改めて、両親の双方が担う男女の共同責任という考え方を明確にしたことでもあります。子育ては女性の仕事という考え方を、両親の役割としたのであります。法律で男女の平等をうたっても、世界各国で男女の平等が進まないのは何か。そんな議論が行われる中で、その背景にある男女の役割論、あるいは特性論、さらに固定観念を打破しなければ事実上の平等はできないということを明らかにしてまいりました。

そして、出産についての理解と認識にも踏み込んでいかざるを得ませんでした。出産は女性固有の役割だという考え方ではなく、出産は社会的な機能である。女性が個人的に負担し、責任を負うべきものではなく、男性にはできない女性のみが担うことのできる出産が差別の根拠になってはならないし、子育ては男女の共同責任ときっぱり明記をし、それを現実のものとするための具体的な措置の実施を条約批准国に迫っていったのが女性差別撤廃条約でありました。

その中で、保育についても述べております。女性差別撤廃条約の第11条の2項、雇用における差別撤廃というのがあります。締約国は、婚姻または母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとるとして、親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会サービスの提供、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すると定めております。母性の社会的な機能、つまり出産と男女の共同責任が実際に果たされるかどうかは、女性の労働の権利が完全に確保されることで実効性が試されるとしております。

そして、この女性差別撤廃条約を踏まえて、1981年のILO総会では家族的責任条約が採択をされ、勧告もされました。男女労働者、特に家族的責任を有する労働者の機会均等及び均等待遇に関する勧告は、結果の平等を保障する具体的な措置に踏み込んだものです。勧告は、女性差別撤廃条約を踏まえたものであることを明記し、国の政策に保育及び家庭にかかわるサービスを定め、そのための措置を提起しているところであります。なかなか男女平等とか男女共同参画とか、行政は言われますけれども、ここまで女性差別撤廃条約は求めていますし、特に雇用の面において、女性に対する差別を撤廃するためには保育網の整備が必要であるということも具体的に指摘がされているわけですね。

これは、国連でつくられた条約で、日本も批准をしているんです。ところが、この批准をした日本について、本当に女性に対する差別をなくしていくための実効ある措置がなされていないというような国連からの再三の勧告があるんですけれども、そのことに対して日本の行政は真摯にこたえていないというのが私の認識でありますけれども、なかなか難しいかもしれませんが、町長の所見はどうですか。

議長（齊木一三君） 町長。

町長（森 進君） 今回の一般質問をいただく中で、男女差別撤廃条約につきましても、資料等ですうっと経緯等を見る中で、やはり最後にお話がありましたように、日本として、この男女差別撤廃条約に準拠した形での内国的な法整備というのがおくれておるということは、私が見ました資料の中にも記載が実はしてございまして、そんな中で、先ほどありました男女雇用機会均等法ですとか育児休業法といった法律が整備されてきたというような経緯もあったわけですが、正直、今もお話がありましたように、私の職場の知り得る範囲では、そういうものが法律的に整備をされてきておるかなあというふうには思っておりますけれども、それを越えた一般的な広い社会の中で果たしてどうだということについては、それまでを判断できるような材料をちょっと自分は持ち合わせておりませんので、ここではちょっとコメントを差し控させていただきます。ただ、見ました資料でいけば、日本の法整備の対応がおくれておるとい

うような表現はありました。

( 2 番議員挙手 )

議長 ( 齊木一三君 ) 田中一成議員。

2 番 ( 田中一成君 ) 今の、この女性差別撤廃条約に基づく施策の推進のおくれは、もちろん法整備のおくれもあるんですけども、行政のトップに立つ皆さんや議員の皆さんが、こうしたことを真摯に受けとめる、学習し、そしてこれを実効あるものに結果として持っていくような意識が極めて日本では薄いということです。要するに、このことについての理念が全然共有されていない。女性に対する差別的な意識があっても、それは意識化されていない。ここに日本の国も地方行政も最大の弱点があるというふうに私は思っておりますが、そういう意味では、男女共同参画ということ国も大口町もしきりに言っているわけですけども、その意識性がなければ、男女共同参画なんていうのは口で言うだけで、まともな真意をとらえた行政の発展など当然あり得ないんですね。そういう意味では、世界女性の憲法とも言われるよりどころであるこの女性差別撤廃条約を原点からきちんと学習して、そして今の日本の女性、大口町の女性、役場の女性が果たして真の意味での男女平等になっているのかどうか、女性に対する差別は一切ないのか、そういうところを原点に立ち返って検証しないことには、日本社会における男女平等もなければ、大口町における男女共同参画なんていうのも絶対に進んでいかないというふうに思いますが、町長ばかりに言っておてもしょうがないので、担当部長でも結構ですが。

議長 ( 齊木一三君 ) 健康福祉部長。

健康福祉部長 ( 村田貞俊君 ) あらかじめ通告を受けておりました部分と若干ずれてまいりますけれども、今お話を聞きました部分では、私も同じように思うところはございます。ただ、実際国連の方へ5年に1度ずつ報告をしているといった中では、今、町長とは若干違うニュアンスを持ちますけれども、法整備については、最初のスタートが法整備から始まりまして、いろんなものが日本の中では女性差別云々というところでは整備としてはされてきていると。報告書の中にもいろんな法律が書かれております。

さあ、そこで次にどう考えていくか。まさに議員さんの御指摘のあるように、例えば男女雇用機会均等法にしましても、企業がどういった考え方でこれを進めていくか、実際に現実にそれがどう生かされてきているかといった部分では、同じような気持ちを持つところはございません。

ただ、そういった中で、私が思っているのは、女性も男性も、言われましたように特に役割を決めるということではなくて、同じ役割を担っているんだという考え方の中でとらえていきたいということは考えております。そういった中でとらえていきますと、先ほどおっしゃられ

ました第11条の2につきましては、本当に家庭責任もあろうかと思えます。そして、大きく影響を及ぼしてくるのは社会的活動かと思えますが、こういった部分は本当にこれからもっともっと私どもも勉強しなければというように思っております。以上です。

( 2 番議員挙手 )

議長 ( 齊木一三君 ) 田中一成議員。

2 番 ( 田中一成君 ) 保育が女性差別をなくしていくためにいかに大きな役割を果たさなければならぬかということも、ここに明記されているわけです。つまり、女性に対する差別を撤廃することの根源は、女性が男性と同等に働くことを社会的にどういうふうにするのか、このことが根本であるというふうには私は思うんですが、そのことについて、それは社会的なサービス、とりわけ保育施設網の整備がなければ女性差別の撤廃はできないと、こういうふうに言っているわけで、ここに各国、あるいは行政が最大の視点を注ぎながら、その充実を図らなければならぬと、私はきょうの質問では勉強してきたところであります。

そういうことであるにもかかわらず、保育事業を市場原理に任せてしまえばいいという流れが、新しい民主党中心の政権になってもとまらない。そして、さらに待機児解消などなどの理由で、保育所の設置基準を地方分権の名において、都合のいいところで地方分権と言うんですね。国の基準じゃなくて、地方が勝手に決めていいですよ。日本の保育所設置基準は、戦後間もなく決められたものがそのまま今日まで続いていることは御承知のとおりであります。平均的にいいますと子供 1 人当たり 3.3 平方メートル、1 坪あればいい。1 坪のところでは御飯を食べ、昼寝をし、勉強もするということですから、ヨーロッパ諸国と比べればこの設置基準は非常に貧しい面があると言われておりますけれども、この保育所設置基準も自治体独自の権限でもっと緩めてもいいですよ、こういうことですね。

そういうことで、民間でそういうことが通用してまいりますと、非常階段の整備が十分でなくても、あるいは面積要件が今の設置基準よりも低くても、それは認可保育園としてどんどん認めていきますよという流れが、今、新政権のもとでも進められようとしております。非常に危険だというふうに思います。

保育園での園児の死亡事故が急増していることも多分御承知だと思いますけれども、年間に 300 人。大口町の保育園も、今の町長は民生課長もやっておられますのでよく知っていると思えますけれども、小学校 1 年生ですら教師が、30 人学級になっても、まだ 30 人学級になっていないですが、あの小さな 1 年生を 30 人、いろんなサポートをしながら学習させるというのは大変なことなんです。もうヨーロッパじゃ 30 人学級なんてないですよ。15 人学級とか、せいぜい 20 人学級でしょう。そういう中で、保育園では 1 クラス 30 人を超えてもいいというんですから、今の基準でも。政府は、こういうことをどんどん緩和してきていますよね、既に。一応基

準は30人とか言うけれども、2割とか1割とかふえても結構ですよということで貧弱な保育行政を進めてまいりましたし、また正規保母の比率も少なくてもいいですよということで、大口町でも半分は非正規の保母さんになりました。

それから、国は、保育園の建設や運営に対する補助金もなくしましたよね。一般財源化して、大口町には一文も来ないと。これからは、保育所をつくっていくにつけても運営していくにつけても、もっともっと市場原理にゆだねていけばいいというような流れが強まっていくのは私は非常に心配をしているわけです。

町長は、これからの保育運営についても、公設公営にこだわらないで研究をしていきたいという、森町長が副町長の時代の答弁でしたか、前の町長の答弁だったか忘れちゃけれども、そういうことを言うておられるのは私は非常に心配しているわけですが、どういう面で保育機能の設置や運営についてこれから改善をしていきたいというふうに思っておるんでしょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） どういった形での考え方ということでございますけれども、まず近年、保育におけるニーズといったものにつきましては本当に要望が多くなっております。そういったものを一つ上げてみますと、すべての家庭を対象とした保育サービスの拡充を求められていると。要は、保育に欠けるという部分だけではないというとらえ方ですね。それについては、まず家族形態の多様化が考えられます。さらには、地域や家庭の教育力の低下、就労形態の多様化、いろんな原因が考えられております。そういった中で、こういった多くのニーズに実際にこたえていこうというところで考えますと、安心して子供を育てて日常生活を送っていくためにはどういったポイントが重要であるか、それを実現していくためには、現在の保育でその機能をすべて果たしていけるのかどうかというところを考えなければいけないと思います。

そういった中で、保育サービスの充実ということをとらえれば、利用者がニーズに応じたサービスメニューを選択できる保育体制が必要ではないかと考えます。そういう中で考えていけば、運営主体といったものについては、公設公営、まさにそれも一つの手法かもしれませんが、多様な運営主体を考えていくのもいいのではないかと。そして、そういった各ニーズに対応できるような保育制度でないと、今後、実際すべてを満たしていくというのは本当に不可能かと考えております。以上です。

（2番議員挙手）

議長（齊木一三君） 田中一成議員。

2番（田中一成君） それは政府が言っていることなんですよね。待機児の解消とか社会環境



に今の保育園運営のやり方だけでは対応できなくなっている。すべての子育て家庭に対する支援ができない、こう言っているんですが、そう言いながら保育事業に対する予算を削減しているんですよ、一生懸命。今の保育事業が、そういう多面的な子育て支援のセンターであったり、あるいは夜も働かなければならない一人親家庭の女性などはどうするのか。昔、中曽根首相が、夜間のベビーホテルも考えていかなきゃいかんみたいな発言をやったことがありますけれども、夜間だとか延長保育という保育の需要にどう対応するのか。いろんな問題があることは確かです。一定の、例えば病院など夜勤を看護師さんがやらなければならない、女医さんもやらなければならない、そういうところについては病院が夜間保育所を持ってやっています。企業自体がそういう保育所を持って、そこで働く女性をカバーするというようなことは、当然、優秀な女性労働が24時間体制で必要なところはもうつくっていかなくちゃいけませんから、つくっているんです。しかし、そういう民間サービスの提供を受けられない女性の皆さんは、子供を家庭に残して、今、1日に二つ、あるいは三つパートやアルバイトを掛け持ちしないと生活がやっていけない。もう疲れたというような女性の声もいっぱいあると言われておりますけれども、そういう皆さんに対するサービスなどは確かにできていませんよね。

そういうところをどうするのかと。特殊な時間帯というものについて積極的にやろうということで、民間がやる場合が多いですよ。公立保育園ではやらない。民間の認可保育園が、産休明けから長時間労働をやっている両親の子供さんを長時間保育をやるとか、そういうことで一生懸命やっている民間保育園もこの近辺にもありますよ。しかし、こういう民間の認可保育園に対する仕打ちは今どういうふうになっているか、知っていますか。公立保育園に対する補助金が削減されると並行しながら、そういうところに対する補助金もどんどん削られて、ある保育園によりますと、愛知県などから年間3,000万円あった補助金がどんどん減らされて、最終的にゼロになってしまいます。だから、公立保育園に対するさまざまな補助制度を確保するために、公立保育園の関係者の皆さんが頑張っていたかないと、民間の保育園も大変な羽目になるんです、やっていけなくなるんですということも、私、直接聞いておりますけれども、政府は詭弁なんですよ。保育費に係る予算の削減をねらっているだけの話です。それを、民間の企業、いわゆる社会福祉法人じゃなくても、営利企業、株式会社がどんどん参入してくださいと。新しい民主党政権になってからはよくわかりませんよ。自公政権の時代は、そういうことで促したわけですよ。やったところはあるけれども、事業が行き詰まって、不正が見つかって、一遍に幾つもの保育園を廃園にして、あしたから父兄がどこに子供を預けたらいいのか、とんでもない話だといって怒りをぶちまけているテレビの報道などもありましたよね。株式会社が保育園事業に参入するということは、そういうリスクを必ず伴うんです。とても安心して父兄は預けられないです。

最も安心して預けられる保育園は、やはり公立保育園だと。あるいは、民間のしっかりした認可保育園だと、こういうことになるわけです。だから、各地で保育園を統合したり廃園したりすることに対して、必死になって名古屋でも一宮でも運動が起きるわけですよ。そういう運動をしり目に、どんどん行政は保育園の統廃合や、あるいは廃園を進めるという動きは、すべての家庭の保育のニーズにこたえるなどという視点で行政がしっかり立っているというふうにはとても見えないわけですよ。

大口町では、そういう点で、もとの東保育園を民間に渡してしまって、そこで障害児保育をやっていたわけですが、今は狭い西保育園へ移して、狭いところでやっているけれども、やってみたら障害者保育のニーズも強くて、今10人以上の方が通ってみえるわけでしょう。

今、厚生労働省の認識でも、潜在的な待機児童は85万人から100万人だと言われているでしょう。この保育ニーズにまともに財源を投入してこたえようとしていないのが今の政府ですよ。そういう保育ニーズにこたえなければ、女性に対する差別などはとても撤廃ができないんですよ。そういうところに視点を置いて財源を投じなければ、株式会社に任せっ放しでは、とてもこんなことは解決ができる問題じゃないんですよ。私はそういうふうに思いますけれども、企業参入、民間任せということをもっともっと促して、すべての家庭の保育ニーズ、子育て支援ということにこたえようというような国の姿勢を持たなければ、私は非常に問題があるし、子供にとっても女性にとっても解決のつく話じゃないというふうに思っていますよ。今、部長さんは国の言う参考書のとおりにお答えされましたが、参考書を読みますと、そういうふう書いてあるんですよ。それでは私は解決の道につながらないというふうに思っていますけれども、何かそういうすばらしい経験とか事例とかありますか、全国に。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） すみません、私も国の参考書どおり、たまたまそんなふうになったのかなと思いますけれども、ただ参考事例ということではないですけれども、東京都が行いました、もちろん御存じかと思いますが、認可保育に対する、要は待機児童解消のために認証保育所というものを設置しております。これにつきましては、まさに今言われる民間の法人、株式会社が入っているかどうかというところまで私は把握しておりませんが、認証保育を都が考える中で認めていくという中で、実際に東京都内には保育園が約560ほどでしたか、ちょっと数がはっきりしないのでいけないんですけれども、わずか2年の間に126ほどの認証保育園が民間の力によって建てられてきたと、そういったところもございます。

そういった中で認証保育園という部分をとらえますと、そこで大きな、今御指摘があります問題が出てきたかというのは、これはまだ本当に動き出したばかりの部分もありますが、都の主導の中における適正な保育園運営といったことを考えていけば、これはこれで非常に有効な

方法であり、また実際に、先ほどおっしゃられました潜在的な待機をしてみえる方たちの解消にもつながっていくという部分では、私はそういったところから、先ほども申しましたように、運営主体というのが何も公ばかりでという考え方を持つことはなくてもいいのではないかと、そういった考えで今後も勉強はしたいなあと考えております。

( 2 番議員挙手 )

議長 ( 齊木一三君 ) 田中一成議員。

2 番 ( 田中一成君 ) 東京都が国に先んじてやった認証保育制度、これは営利企業の参入を促してあるんですけれども、保育士さんの資格さえあれば、派遣労働者であろうが、パートさんであろうが、幾ら採用してもいいということをやらなければ、企業としての利益が出てまいりません。ですから、非常にお粗末な考え方なんです、これは。保育を利益の対象にするわけですよ。今や教育も利益の対象にするという物の考え方が出てきていますけれども、それが本当に子供たちにとって、あるいは預けている保護者にとって、公立保育園などと比べて利益のあることなのか、これが問題ですね。要するに市場原理に任せればいいんだと。政府は外交と防衛だけやっていけばいいんだと。小さな国論、これが自公政権の致命傷になったんですね。そのことに対する国民の審判がさきの総選挙で下ったと、一つは思います。そういう意味で、国と行政は何を最も自分たちの政策理念として重視しなければならないのか。それは、国民の福祉の向上ですよ。住民福祉の向上ですよ。そういうことにつながらないような発想の仕方、そんな行政だったら、あるいは政治だったら、それは審判を下して一度下野してもらおうということになるわけです。

行政の最大の原点は、地方自治法でも言われていますね、住民の福祉の向上。すべては、その理念を達成するために、農業の発展もあれば、企業の誘致もあれば、効率的な行政の運営もあるんです。その福祉の向上の、住民サイドから見れば最も身近な行政の一つである保育園行政を公設公営にこだわらない、民間の参入を促して、もっと効率よくやればいいんだ、経費を安くやればいいんだというのは、住民の皆さんの願いからはかけ離れた論理だというふうに思っております。

そういう意味では、今、大口町でも相談になかなか行かない人が多いようですけれども、相談に行っても、1歳に満たないような子供さんは年度途中で入ることはできない。来年の4月になったら、おばあちゃんが面倒を見ているけれども、おばあちゃんも実はパートに行きたい。だから受け入れてもらえるでしょうかねというような話もあるんですけれども、そういう人たち。それから、日本の女性は、キャリアと言われるような有能な能力を持った人たちの力の発揮が、さっきの女性差別撤廃条約じゃないですけど、なかなかできにくい社会ですよ。それは、保育が貧弱だからです。追いついていないからです。大学の先生、あるいはお医者さん、看護

師さん、いろんな方々が途中で職業をやめなければならない羽目にも陥っているのは、保育の貧弱さから来るものだという具体例も私はいっぱい知っておりますけれども、そういう意味では、本当に女性の差別のない時代を早く到来させるためにも、そして行政自体がそのことについての理念をしっかりと深めないと、保育行政だってきちんと進めようという意欲がわいてこないということを指摘しておきたいと思います。

そして、完全な男女平等をきちんこの世の中に定着をさせなければならないというのが世界の流れですから、日本はおくれていると言われている状況の中で、この大口町の役場の中で男女差別をなくして、本当の意味での男女平等の職場環境、行政内の環境をやるという意欲が見られないような行政であったら、とてもこの大口町の地域社会についても、男女共同とか男女平等とかいう理念が行き渡っていくはずがないんです。どこの行政でも、女性の管理職への登用率をいつまでにどのぐらいにするのかというようなことも含めて、行政内における男女平等、女性差別の撤廃についてどのように努力するのかというような具体的な数値も掲げた目標を掲げているのが普通になっております。そういう意味では、大口町はそういう面で大変大きな立ちおくれを来している行政だということを指摘し、そのことについてももっともっと深く検討していただくことを要請し、そして子供の権利条約と保育との関係については次の機会でもた質問させていただくことを予告させていただいて、私の質問を終わります。ありがとうございました。

議長（齊木一三君） 会議の途中ですが、ここで1時30分まで休憩といたします。

（午前 11時40分）

議長（齊木一三君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1時30分）

吉 田 正 君

議長（齊木一三君） 続きまして、吉田正議員。

1番（吉田 正君） それでは、齊木議長さんから御指名がありましたので、一般質問をさせていただきます。

こういう不況の時期です。また、政権も交代した後の議会ということで、私も質問の通告の後、刻々といろいろな問題が変化していくというようなこともありまして、質問したところから多少の逸脱した部分も出てくるかもしれませんが、それはお許しをいただきたいと思いますし、新しい森町長さんにおかれましては、当選されてすぐ町長の職について、きょうも午前中、マニフェストということでの質問もありましたけれども、これをどう実現させていく

のかということで、さまざまな角度からの質問もありましたけれども、私どもは住民の視点でいろいろな物事を考えているところでありますけれども、より一層この不況もひどいものになってきているところであります。また、私どものもとには、自営業者の皆さん方からさまざまな声が寄せられております。

1点目の質問でありますけれども、「自営業者の生活基盤、工場家賃に助成を」という見出しにしましたけれども、自営業者にまつわる問題はこれだけではありませんので、以下にそれぞれ項目を設けて質問することになります。

特にこの10月に入ってからですけれども、私どものもとには貸し工場の家賃が払えないという声も非常に多くなってきております。現に森町長さんが選挙事務所として構えられた倉庫も、森町長さんが選挙事務所にされるちょっと前までは、工場といいますか、倉庫といいますか、どなたかの業者が借りてみえたわけですね。それが、あれだけの広大な倉庫があいてしまって、今もあいているような状況があるわけですが、仕事が本当になくなって、大家さん自身も本当に大変なことになってきているのではないかなあというふうに思います。

そうした中で工場の家賃が払えないわけですが、どうして払えないのかということを探ると、ことしに入ってから仕事が全くないというお答えが返ってくるのが、皆さん同じなんです。今、親元の大企業はどうかというと、まず自分のところの従業員の雇用を守るのが精いっぱいだと。だから、下請に回すだけの仕事がないという状況の中で、今、下請の業者の皆さん、特に従業員が5人未満と言われるような零細業者、要するに生業としてやっておられるような業者の皆さん方のところまでなかなか仕事が回ってきていないというのが私は実態じゃないかなあというふうに思うんです。まだ従業員が100人、200人というところには多少の仕事は回ってくるのかもしれませんが、本当に家族だけでやっておられるような事業者の皆さん方のところにはほとんど仕事が回ってきていないという状況が私は多いのではないかなあというふうに思うんです。

そうした中で、一部の車種の車の部品をつくっているところについては、確かに仕事はあるわけです。殊に自動車関連の部分においては多少なりとも仕事はあるかもしれませんが、大口町には工作機械メーカーがあるわけですが、こうしたところからの仕事はほとんどない、そういう下請の皆さん方に対してはね。今、工業統計等々も、毎月のようにNHKのテレビやラジオでも報道されていますよね。そうした工作機械メーカーの受注状況、要するに工作機械をつくる受注状況が毎月のようにニュースになっていますよね。今までこんなことはそうなかったと思うんですよ。それだけ工作機械メーカーの動向が、今の景気、そして経済において非常に大きな影響を及ぼしているということが、こうした報道等を見ても私は見てとれると思うんです。じゃあ先月はどうかというと、前年の同時期と比べても受注が減っている。多

少上向いたのかなという感じも、夏ごろ、そうした報道を見ているとしたわけですが、しかし今はどうかというと、またさらに厳しい状況があるという報道もされているところでもあります。

そうした中で、中小とはいわず、そうした零細企業の皆さん方は、工場の家賃が払えないために工場からほうり出されていくということが、この年末にかけて出てくるわけです。こうしたことでは、本当に家族経営だけで仕事をやっておられる人からすれば、生活基盤をなくすことになっていくわけですね。生活基盤をなくすということは、生きていく基本的なものをすべて失ってしまうということになってしまうわけです。じゃあサラリーマンになりゃええがやというふうに言われる人もあるかもわかりませんが、職安に行っても、仕事は40代の後半、50代、60代といったらもうほとんどない状況であります。

大口町は、昨年末、私12月議会で派遣切りの問題を実は取り上げさせていただいて、酒井町長でありましたけれども、そのときにはどうだったかといえば、社宅も借りて、家のない人に対しては手当てをしますよと。それから、町も臨時職員の枠も独自に設けるようなこともやりますよと。それから、中小企業に対してはどうかといえば、融資に対する1年間の利子補給もやりますよと。今までは保証料の補助はやっていましたけれども、利子補給もやるということで、ここら辺の近隣の市町の中では、そうした問題についても本当に親身に取り上げていただけたというふうに私は理解しているわけです。しかし、融資を受けて今何とか乗り越えようということなんですけれども、もう今は限界に来ているような自営業者の皆さん方が非常に多くなってきているというふうに思うんです。そのためにも、新しい施策が私は必要だというふうに考えているわけであります。

そこで、まず第1点目の質問なんですけれども、この年末、資金需要がこれからふえる時期であります。そういう意味では、自営業者に対する経営相談、当然これは商工会等々でも行われているわけでありますけれども、それだけではなく、そういった商工会にも入っていない方々も経営相談は当然要るわけでありますから、そういう経営相談や融資の相談など、私は町みずからが、そうした零細業者の皆さん、自営業者の皆さん方の声をまず聞くべきではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 副町長。

副町長（大森 滋君） 経営相談につきましては、私ども十分なノウハウがないということで、商工会に経営指導員が設置をされておりますので、こうした指導員を活用していくことが効果的かと考えております。

それから融資相談につきましては、これまでも町において行っておりますので、この点につきましては、商工会とも連携をしながら、引き続き行っていきたいというふうに考えておりま

す。

商工会につきましては、商工会員のみならず、一般の中小業者、商工業者についての経営相談等に乗っていくことになっておりますので、この点は、商工会の会員である、ないにかかわらず対応ができるというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

( 1 番議員挙手 )

議長 ( 齊木一三君 ) 吉田正議員。

1 番 ( 吉田 正君 ) まずどういう状況なのかということ、やっぱり町みずからがつかんでいく必要があるのではないかなあというふうに思うんですね。昨年の末には派遣村というものが東京にできて、派遣切りに遭った人たちが大きくクローズアップされてきたわけですね。そうした中で、その前に大口町の場合は積極的な施策に取り組みられたわけですよ。ですから、そういう意味では私は、働く皆さん方の立場で考え、独自の施策を生み出していただいたことには非常に感謝をするわけであります。お勤めになってみえる方に対する施策等々もまだ不十分ではありますけれども、そういった問題がマスコミなどであぶり出されることによってクローズアップされて、施策として取り組まれてきたというのは非常によかったわけですが、やっぱり自営業者、中小企業対策が非常にまだ足りない状況ではないかなあというふうに思うんです。ですから、今御答弁いただいたわけですが、まだまだ役場で考えておられることと私の思っていることが非常に考えの開きがあるなあということを感じるわけであります。そうした中で、ぜひ私は工場の家賃補助制度を創設していただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長 ( 齊木一三君 ) 副町長。

副町長 ( 大森 滋君 ) 今の町内の中小企業の状況であります、現在私どもが把握しているところでは、自動車関連につきましては少し改善の動きが広がってきているものの、工作機械関連においては引き続き厳しい状況が続いておることです。商工会が行っております景況調査におきましても、元金の返済期間の猶予の要望が多く出されてきております。こんな状況であります。

今、吉田議員から御質問がありました工場家賃に助成をという件でありますけれども、町の中小企業経済対策につきましては、商工業振興資金融資制度、それからセーフティーネット資金融資制度が用意をされておまして、それにあわせて町の制度として、これに係る信用保証料の補助と、それから利子補給の補助制度を実施しております。商工業振興資金の制度につきましては、これまでも信用保証料の補助と、それから利子につきましては6ヵ月の利子補給を行ってまいりました。これを、今回の経済状況の中で、これまでの商工業振興資金の融資制度につきましては利子補給を6ヵ月から12ヵ月に延長するという。それから、新たに設けられ

ましたセーフティーネット資金の制度につきましては、これも同じ条件で、保証料の補助を3,500万円までの融資ですが全額補助をすると同時に、1年間の利子補給を実施していくという新しい制度を実施しておるわけでありませう。

御質問いただきました工場家賃の関係でございますけれども、賃料などの固定費は、運転資金として事業資金の融資の対象になっておるといふことで、現行の融資制度の中に包括的に含まれておるといふふうに理解をしております。大変厳しい状況にあって、安定経営に支障が生じた中小企業の経営者の皆さんにつきましては、先ほど申し上げましたようなセーフティーネットの保証制度が設けられておまして、これも条件が非常に緩和されてきておるといふような状況の中でハードルも低くなっておりますので、こういった制度を御利用していただくということをお願いをしてみたいと思っております。

それから、これは地域振興課ですけれども、12月定例議会を待つことなく、先月の11月27日の臨時議会におきまして、この融資に係る信用保証料、あるいは利子補給の補助金の増額を12月定例会を待つことなく対応してもらえたということで、私は地域振興課はよくやってくれたなあと思っておりますけれども、12月を見据えた形での対応であるということで、町としても精いっぱい努力をしておるといふところを理解いただきたいと思いますと思っております。

(1番議員挙手)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) 町が努力しているという理解はしているわけですがけれども、現実をやっぱり直視する必要があると思っております。というのは、融資制度そのものはもう借り切っちゃって、これ以上借りられない人たちというのがもうどんどん今出てきているんですよ。それが今現実なんですよ。だから、融資制度のハードルが幾ら低くなったとしても、運転資金としてはもう借りられない人たちが今どんどん生まれてきているんです。だから、そういう人たちにはどういう手を差し伸べるんですか。

議長(齊木一三君) 副町長。

副町長(大森 滋君) 実は、これ御承知かと思っておりますけれども、12月4日から国が、金融機関に中小企業や住宅ローンを組んでいるサラリーマンの融資返済の猶予を貸付条件の中で変更できる中小企業等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律が国の方で施行されております。これは、元金の返済猶予を、要望があればそれにこたえていく必要があるという制度でありまして、これにつきましては強制ではありませんけれども、金融庁の金融機関に対する検査等で指導が行われていくというような内容になっておまして、こうしたものが返済の猶予、これ実は先ほども申し上げましたけれども、大口町の商工会が行っております景況調査、あるいは私どもの融資相談で聞き取りを行った調査の中で、非常に融資の返済の繰り延



べという要望が出ておりますので、そういった点からは非常にタイムリーな制度ではないかなと考えておりますし、期待をしておる制度であります。こういった制度が実施をされていく中で、例えば町が何か関与できる部分があれば、こういったものに対して検討していきたいというふうに考えております。

吉田議員から御質問のありました工場家賃の関係ですけれども、先ほども申しあげましたように、賃料などの固定費は運転資金として事業資金の対象になっておるということで、現行の融資制度の中に包含をされているということでもあります。

それからもう1点は、貸し工場の賃料に対する助成を行った場合に、自社工場を所有しておる事業者との税負担のバランス等の問題もあるということ、包括的に中小企業の皆さんに、企業経営の支援に当たれるような制度を町としては考えていく必要があるということですので、工場家賃の個別具体的な助成制度については今のところ考えておりませんので、御理解をいただきたいと思います。

(1番議員挙手)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) いろんな制度が確かにつくられたんですけども、今の金融の関係でいけば、今言われたように金融円滑化法、通称そういう名前と呼ばれていますよね。12月4日にそれは施行されて、具体的に返済の猶予や借りかえや新規の融資がそれで行われるのかといえは、もう既に借り切ってしまった人に対して、新たな融資が行えるとは私はとても思えないです。ですから、これが本当に実効のあるものにしようと思うと、金融機関に対しては、これ強制力をまず一つ持っていない。努力義務なんですね。だから、努力しなさいということを行っているだけであって、それぞれ個別の融資をしてほしいと言われるところに融資が行われるのか、それとも返済を猶予するかについては、それぞれの金融機関の判断に任せられることであって、それが確実に、この法律どおり行われるということは言えないんです、実は。

現に今も融資の相談をしてみえる方がありますけれども、ことごとく断られていますよね、現実には。例えば住宅ローンの返済を猶予してほしいというふうに申し出たら、ある銀行では、50%は猶予しますけれども、それ以上は猶予できませんだとか、そういう答えが返ってきたりしているんですよ、現実には。だから、100%返済猶予するかどうかということは、また別の話なんですよ。現に、もう既に先ほども言いましたように、ことしの1月からずっと仕事がない状態が続いている、そういう零細業者に対して実効力のあるものは何かといえば、もう融資は受けられないような状態になっているとすれば支出を抑えるしかないんですよ。その支出を抑えるには、今の金融円滑化法を活用するのもそうなんですけれども、それにプラスアルファ、今の工場家賃を補助してもらえようような制度がないことには、自分たちの生活基盤を守ること

ができないんですよ、現実。だから、もっと現実的なところにも目を向けてほしいんです。

これは、町長選挙のときに明るい大口町をつくる会という会、私ども日本共産党もここに参加してあるわけですが、同じ質問を今の森町長さんにも質問させていただいて、御回答もいただいているんです。そこには何が書いてあるかということ、「新しい取り組みについては、その内容をよく検討する必要があると考えております」ということになっておるんです。店舗や工場など事業用設備を賃借して営業している事業者に対し、その賃借料を一定期間補助することを求めたアンケートに対しては、森町長さんは、これはまだ町長になる前ですが、「こうした新しい取り組みについては、その内容をよく検討する必要があると考えております」と、そういう回答をいただいているわけですね。

その内容をよく検討する必要があるということといえば、そうしたことで本当に苦しんでいる人たちのまず声を聞くべきじゃないですか。自分たちの頭の中で考えるのではなくて、まず本当に苦しんでいる人たちの声を聞くべきじゃないですか。それが、納税者の立場に立った行政を進めるといふ意味になるんじゃないですか。私はそう思っているんですけども、いかがでしょうか。

その内容をよく検討する必要があるという回答もいただいているもんですから、その内容を本当によく検討されて、当然そういった事業者等々の声も、具体的にこれはどういう声かということ、尾北民主商工会の会員の有志など中小業者からの要望ですということ、具体的にこの設問は書かせていただいているわけですから、町がきちんとそういった業者の皆さん方の声を聞いてきたのかどうかということですよ。多分聞いてないんじゃないですか。私は、そういう意味では、ちゃんと声を聞くべきだということを再度申し上げておきたいと思います。聞いた上で、具体的に住民の皆さん方の生活を守るためにどうしたらいいのか、そこを考えていただく必要があるというふうに思うんです。

派遣切り等々で大変な人たちもおられる。その一方で、こうした零細業者の皆さん方の中には、仕事がいっぱいある人はいいんですけども、そうじゃない人も現実にはおられる。新たな融資を受けるといったって、もうこれ以上融資は受けられないという人たちがいる。そういう人たちの声を聞いて行政を進めていくべきだというふうに私は思います。せっかく新しくこの11月、そして副町長さんは12月に副町長になられたわけですが、新しいフレッシュな気持ちで多分仕事にも臨んでおられることだろうというふうに思うんですね。鉄は熱いうちに打てと言われるんですけども、今しっかりこういうことを私は申し上げておきたい。そのチャンスではないかなあというふうに思うもんですから、住民の皆さん方、こうした中小業者の皆さん方の声を聞いてほしいということを申し上げているわけです。聞く気があるのかなのか、それだけでいいです。そのほかの金融円滑化法とか、そういうものを活用せよとか、そういう

ものも活用できない人がいっぱいいるんですから、現実の話は。まず聞きなさい。どうですか。  
議長（齊木一三君） 副町長。

副町長（大森 滋君） 個々の事例についてお聞きをするということもあろうかと思います。  
この点につきましては、先ほど私も申し上げましたが、土田議員の御質問にもありましたけれども、企業との懇談会なんかを通じてお話を伺っていきいたいなと思っております。

それから、個々のケースということももちろんあるわけですが、大口町として取り組むときには、やっぱり大口町全体の中でどうしていくのかということを考えていく中で、国の政策とのバランスといったものが必要になってくるのかなあということを考えております。国も、先ごろセーフティーネット保証を、来年の3月で終了する予定であったのを23年3月まで延長するというような決定をしたところであります。町としては、セーフティーネットについての融資に関する補助制度については、既に23年の3月まで実施をしていくということを決定しておりますので、こういった国との政策、取り組みとの整合性も考えまして事業を進めていきたいと思っておりますので、助成制度につきましても、今後検討をしていく中の一つの選択肢として頭の中には入れておきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思いません。

（1番議員挙手）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 頭に入れていただくのは当然ですが、本当に検討してください。

次の質問に移りますが、もう融資制度の手だては尽くし切っちゃった人たちはどうなるのかというと、もう収入も何も入ってこんわけですから、大変なことになっていくわけですが、そういった低所得者に対して、さらに生活を再建させるための融資制度がまたことしの10月に、これは厚生労働省の方から出てきた、県の社会福祉協議会を通じた融資制度ですが、生活福祉資金制度という制度が実はできたわけです。ここは、あんまりやらんようにしますけれども、実は愛知県の社会福祉協議会は、中小業者に対して生業資金というのが一つあるわけですが、460万円まで貸しますよという制度が実はあるんですが、愛知県の場合は、この生業資金というのは運転資金としては貸し出しはできませんよということはずうっと言い続けているんです、現実。あと生活支援資金という、毎月20万円ずつ1年間にわたって240万円まで融資する資金もあるんですが、これも事業のために使う資金ではありませんよということはずうっと言い続けてきたわけです。

ところが、きょう私、民商の新聞、これ全国商工新聞という新聞があるんですが、これを読ませてもらって私はちょっとびっくりしたんですが、実は商工団体は、ことしの11月19日に生業費、要するに460万円まで融資が受けられるこの制度ですが、これにつ

いて交渉しているんですね、国に対して。その内容はどうかというと、福祉資金の中の生業を営むための費用については、年齢、資金使途に制限はない。過去の事故は問わないということ、厚生労働省の社会援護局地域福祉課予算係長とヒアリングをしてみえるわけですが、そういう回答が返ってきているそうでもあります。これからすると、要するに設備資金でも運転資金でも、この制度については活用することができるということになるんです。だけど、できるにもかかわらず、県の社会福祉協議会は、そういったものに対して融資はできないということ、これを再三繰り返し、私どもの方に大口町の社会福祉協議会を通じて回答しているのが実情なんです。その扱いは各県ごとに任されているものですから、県によってどうも対応が違うようなんです。ですから、そういう意味では、国がこういうものも設備資金でも運転資金でもいいですよと言っているわけですので、そういう対応をここでまずしていただくことが、今どこからも融資が受けられない零細業者の皆さん方からすれば非常に助かることになるんです。だから、そういう意味で、今の生活福祉資金という制度を、もっと愛知県においても使いやすい制度にさせていただきたくないか。僕この新聞をきょう手に入れたばかりだもんですから、後でコピーしていただければいいわけですが、ぜひそういう働きかけも行っていただきたいと思いますが、これはどなたが答えてくれるかな。

議長（齊木一三君） 副町長。

副町長（大森 滋君） 御質問にあります社会福祉協議会が行っております生活福祉資金であります。実は私どもも雇用支援・生活支援の事業を実施していく中で、社会福祉協議会と協力をしながら資金の手当てをいろいろ検討してきたことがあります。その中で、自立をしていくときに、例えば家を1軒借りようとしたときに3ヵ月分の家賃が要するというになると、どうしても10万円を超えるお金が必要になってくると。そのときに、たまたまそのお金がないということで借りようとしたときに、10万円を超えると保証人がなければならないとか、10万円を超えるお金は難しいよというような制限がどうしても出てくるということがあります。それから、雇用保険なんかの制度を利用しておりますと、例えば派遣で勤めているうちに車の免許が失効してしまったと。これで、いろいろ手に職はあるんだけど、免許がないばかりになかなか就職が決まらないというような人がありまして、免許を取るのに30万要するというときに、それが手当てできないというようなことがあります。そういったときに、そういった制度が使えるとすると免許の取得ができて、また自分が持っている技能で就職もできたというケースがあったということで、私ども実は11月の末にこういった点を改善するよう要望を取りまとめまして、12月2日に国に対して生活資金の融資制度の変更、さらなる要件の緩和を要望したところでありまして。今後、必要に応じて国に対してはそうした要望を行っていく考えでありますので、御理解をいただきたいと思います。

( 1 番議員挙手 )

議長 ( 齊木一三君 ) 吉田正議員。

1 番 ( 吉田 正君 ) 私が言っておる要望も、ぜひ国に対してもそうなんですが、これは県の社会福祉協議会そのものの考え方も改めていただかないと、要するに借りられないんですよ。だから、国に対して要望を言っても、国は、もうそんなことはいつかやっておりますよということなんです、本当は。使途は問わないと言っているわけですから。そういう意味では、愛知県の社会福祉協議会さんの考え方を変えていただかないといかんもんだから、国に対して要望してもらいたいけれども、愛知県の社会福祉協議会にも要望してほしいんです。これは両方やっていかないと、最後貸すのは県の社会福祉協議会なんですからね、これ。ですから、そういうふうでお願いします。

次に入りますけれども、私は、こういう中で税の軽減が本当に大切なことだというふうに思います。そうした中で、例えば国民健康保険税は、私ここに今、国民健康保険税条例施行規則というのを持ってきたんですけれども、大口町独自の減免制度がここには書かれているわけです。所得が100万、200万、300万、400万、それぞれの段階ごとに書かれているわけですけれども、そうした中で私はさらにこの減免制度も充実をさせていただきたいと思うんです。特に大口町の場合は、前年の収入と当該年度、ことしの収入と比べて、3分の1以上減少しないと町独自の減免制度は受けられないという状況に実はなっているわけなんですけれども、この考え方を、本当に生活というものを中心に据えた減免制度にさせていただきたいなあというふうに思うんです。今や貧困世帯というのは、今度の民主党政権になって発表がありましたけど15.7%、すごい貧困率ですよ、これ。本当にびっくりするわけなんですけれども、大口町の国民健康保険税の滞納世帯はといたら、現在、国保に加入していない世帯等々も、町外に行っちゃったような世帯もあるわけなんですけれども、全体を押しなべて見てみますと、滞納率は20%ということになるわけですね。現在加入している人だけで見れば、滞納率も10%ということですね、大体。そうすると、この貧困世帯の15.7%というのは、あながち遠くないような水準なんじゃないかなあというふうに思うわけです。

ですから、そういう意味では、これだけひどい状況に住民の皆さん方の暮らしが打撃を受けている中で、今の減免のやり方ですけれども、今の減免は減免で、これはこれでいいわけなんですけれども、これにプラスアルファ、生活保護基準という基準をこの中に設けていただきたい。例えば生活保護基準の1.4倍だとか1.5倍以下の世帯については国民健康保険税を一定減免しますよというようなことでありますけれども、今、愛知県内でも既にこうした低所得に着目した減免制度を、19の自治体で今取り組まれております。例えば神奈川県などに行けば、低所得、要するに生活保護基準に近いような世帯について減免するというのは、もう当たり前というよ

うな状況になっています。

相変わらず生活保護基準をもって減免できないという、なぜやっちゃいかんのかというふう  
に大口町は考えているかという、実は昭和34年に、当時の厚生省の保険局というところが、  
国民健康保険税に対する減免の一定の基準について通達を出しているわけですね。それが今も  
実は生きています。昭和34年ですよ。今から50年前です。50年前の基準が今でも実は生き  
ている。その中には、生活保護基準に着目した減免については触れられていないんですよ。前  
年と比べてどうなのか。例えば災害だとか、そういうものの減免については触れられているん  
だけれども、それ以外のことについては書いていないものだから、これはやれないんだという  
ような考え方で大口町の場合はこれまでも凝り固まっているんです。その凝り固まっていると  
ころを、今こういう不況のときだからこそ、また貧困世帯が15.7%だという数字を見ても明ら  
かですけども、国保の世帯というのは、押しなべて社会保険の世帯と比べても所得が低いと  
いうのは当たり前の話なんですね。そういう中でも国民健康保険税は負担していかなければな  
らない、こういう制度なんですね。以前は、自営業者の人たちも多くあった。また、農業をや  
ってみえる人もあったということですけども、もう今や年金暮らしの人も入ってくるような  
ありさまで、さま変わりしてきているんですね、国保のあり方そのものも。

そういう中で、低所得者に対しては減免しているでいいじゃないかということなんですけれ  
ども、現実にはそうっていないんですよ。本当に低い人は確かに減免の対象にはなっているん  
だけれども、それよりちょっと上の人たちというのは相変わらず減免の対象にならない。要す  
るに生活保護基準からすれば、本当にそのボーダーラインぐらいの人たちというのは現実的  
には減免の対象になっていないんです。だから、法定減免と呼ばれる法律で定められた減免制度  
は全国で行われているわけですけども、残念ながら、ぎりぎりという人たちが非常に今も多  
いわけです。そういうところで今滞納等々も新たに生まれていっているわけですけども、ぜ  
ひ税の軽減も私は必要だというふうに思いますが、特に国民健康保険税についてはいかがでし  
ょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 吉田議員の御質問にお答えしてまいりたいと思います。

まず、低所得者に着目した新たな減免制度ということでございますけれども、質問の中にも  
ありましたように、現在、国保軽減制度として、まず7割・5割・2割が軽減されてきており  
ます。さらに、先ほど町の規則をもって言われました、100万、200万、それぞれが3分の1と  
いった部分での減免をかけていくという形で現在運営をしておりますけれども、現実に平成20  
年度と今年度、減免件数の比較をちょっとしてみました。20年度においては、減免件数とい  
うのは16件で、金額にしますと24万8,700円でございます。ところが、今年度につきましては

11月末現在で50件にふえております。そして、金額としましては142万7,700円、件数で約3倍ですね。そして、金額にすれば約6倍の減免申請を受け付け、減免をしております。

こうした状況の中、さらに国の方におきましては国民健康保険及び後期高齢者医療制度において、御存じかと思えますけれども、解雇等における失業者に対する所得の軽減措置の創設が現在検討がされておる状況であります。さらには、高齢者医療における新たな制度の検討も始まっております。私どもとしましては、国民健康保険の減免制度について、そういった動向を見きわめる中で研究してまいりたいと現在のところは考えておりますので、御理解をいただきたいと思えます。

(1番議員挙手)

議長(齊木一三君) 吉田正議員。

1番(吉田 正君) やっぱり生活できない人から国民健康保険税を取っちゃいかんですよ、本当に。生活保護を受けられるくらいの所得しかない人からも、現実には国民健康保険税を取っているんですよ。だけど、生活保護を受ければ払わなくてもいい、一方で。これは私は矛盾だと思うんです、そういう意味では。

だから、町が独自に行っている減免制度のことを私は問題にしているんですけども、さっき言った7割・5割・2割は法定減免という国の減免制度だからそれはいいんだけど、それ以外の、私がきょう持ってきたこの大口町の今の健康保険税条例の施行規則の中に盛り込まれているんだけど、収入が3分の1以上減少しないと減免できないんです、これは。ということとは、失業するという人がほとんどなんですね、これの減免制度を受けられるのは。ところが、自営業者の人たちというのは、さっき言いましたけれども、1月から全く仕事がないという人は受けられるかもしれませんが、徐々に徐々に毎年毎年、例えば5%ぐらいずつ収入が減ってくるような人というのは減免の対象にならないんですよ。5年間で3分の1以上減少してあるといっても、それは減免の対象にならないんです。同じ収入なのに、減免の対象になる人とならない人が実は出てきちゃうんです。だから、そういう意味でも、私はもっと公平な減免制度にするべきだというふうに指摘をしておきますので、他の自治体も、既に生活保護基準を一つの基準として着目してやっている自治体もいっぱいありますし、神奈川県なんか行くとほとんどそうなんですよ。ほとんどというか全部ですね。だから、そういう意味では、そういう減免制度もやっぱり設けるべきだというふうに思いますので、ぜひお願いいたします。

次に入ります。

ケアホームの建設についてということですが、大口町の障害者福祉について私は調べさせていただきました。多くのサービスがおおぐち福祉会にゆだねられているということも認識をしたところであります。大口町に住んでいても、たまたま違う作業所等々に行ってみる

人も何人かお見えになるわけですが、授産所だとか地域活動支援センター、地域活動支援センターという何のこっちゃわからんわけですが、障害者の方の要するにデイサービスセンターのことになるわけですね。それとか訪問看護、それから訪問介護、居宅介護ですか。あと移動支援、それから障害者自立支援とはまた違うわけですが、レスパイトと呼ばれる、家族の人が休養をしたりだとか、一時的、緊急に預かってもらうような制度ですが、レスパイトってあんまり聞きなれない言葉かもわかりませんが、そういう事業等が実は行われています。

いろいろ調べていきますといろんなことがわかるんですが、障害者自立支援法ができて、国の方からおりてくる事業単価と呼ばれる、要するに1人の人を預かると一体幾ら国の方からもらえるのかというのが事業単価と呼ばれるわけですが、これも物すごく低いんですね。例えば授産所の場合どうかというと、大口町のおおぐち福社会の場合は就労継続B型で、これは福祉的な就労で、今までどおりの授産所ということですね。こういう体制でやられる場合だと、実は1人1日6,000円という単価なんですね。6,000円ですから本当に大変ですよ。これ掛けることの25なりしたって、月にしたら15万円ぐらいしか出ないわけですから、介護保険のサービスと比べたら単価が非常に低いということが、こういうことを調べるだけでもわかってきます。

ただ、当分の間という言い方をしていますけれども、国の方も、その削った分、多少なりとも補給しましょうということで、それについて、今のところはまだ決まっていないうちですが、ことしまでは、その足りない分については一定補償しますよということになっておるんですが、来年以降これがどうなるのかということは、まだいまだにわからないんです。本当にひどいことに今なっているわけですね。私も話を聞いておって、事業を継続するというのは非常に大変なことだなあというふうに私は思いました。何よりも、何が足りないのかといったら人手が足りないんです、結局。

そういうことも調べてわかったわけですが、例えばさっき言いましたけれども、地域活動支援センター、要するに障害者の方のデイサービスについては市町村が実施しなければならないということにどうもなっているようなんですけれども、自治体によっては、それに対する運営費の補助を出しているような自治体もあるというふうに思いますが、大口町はどうも出していらないというふうに私は受け取ったんですが、どうなんでしょうか、ちょっと教えてください。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 通告内容と若干ずれる部分がございますけれども、まず地域活動支援センターの利用料金につきましては、御質問のとおり、市町村の責務で行っていくとい



う形の中で動いております。そして、単価設定につきましても、当然それは市町村が定めていくという形で、この地域活動支援センター、デイサービスと言わせていただきますけれども、デイサービスの単価設定といった部分については、確におっしゃられるとおり支援費制度、そういった時代は非常に安うございました、単価設定。そういう中で自立支援になってくる部分で、一部単価の部分は改善されてきておると私どもは思っております。そういった中で、大口町としては、先ほど言われましたように単価設定をしまっております。そして、デイサービスセンター全体というよりも、この運営を考えた場合、大口町は、現在定員は15名でデイサービスセンターは運営をされておりますけれども、そういった中で実際に運営が成り立つかどうかというのは、定員に対する約7割の利用者が利用していただければ何とかやっていけるのではないかと一般的な考え方の中で、本当に法人さんの方においては努力をされる中、やっときょう現在10名ほど常時御利用していただける方が定着してまいる状況だと感じております。そういった中でとらえますと、単価自体については、私ども町としましては特別高くもなければ安くもないというところ、まさに利用者負担の部分も考えれば、現在の単価が適正ではないかと今は考えております。

( 1 番議員挙手 )

議長 ( 齊木一三君 ) 吉田正議員。

1 番 ( 吉田 正君 ) 私は、表にある利用料金と実際の利用料金でいくと、ちょっと違うんじゃないかなということを感じたわけですね。例えば、入浴をすると1回200円という負担が実は生じるわけですね。それは当然手がかかるわけですので、そういうお金を徴収するということはさもありなんというふうに思うわけですが、表面というか、見かけ上の実際の利用料金と、実際サービスを受けた場合の利用料金というのは、私たちが思っていることとまた違うんだなあということ、この説明を受けたときに私は感じたわけなんです。例えば実際の単価の中でそういったことも全部やれていけるんだったら、そういう入浴料金等々も取らなくても現実は済むはずだと思うんですけども、それをいただくざるを得ないということでは、私は、まだまだ単価的に非常に低い中で苦しい経営をしておられるというふうにとったわけなんです、そういう意味ではね。

もう一つ言われたことは、同性介護と言われるんですね。女の人が女の人の入浴の介助をする、男の人は男の人の入浴を介助するんですけども、今このデイサービスセンターについては、正規の職員がお1人と臨時職員の人4人くらいおられるんですね。5人で大体1日当たり平均10人ぐらいの人が利用されてみえるわけですけども、実は正規の職員の1人だけが男性であって、あとの臨時職員の人みんな女性なんですね。利用者はみんな女性ばかりなのかというと、実はそうじゃないんです。そういうことからすると、施設の方にもお尋ねしました

けれども、やっぱり男性の職員がまだまだ足りないんだということを、私がお聞きしたときには何ったわけです。男の人を女性が介助するというのは、もう今は時代おくれの考え方だと。同性の人が介助するのが今は当たり前なんですよというふうに言われましたけれども、私もそのとおりではないかなあというふうに思います。

ですから、今例えば1人男性の方をふやそうとすれば、当然運営費にも支障を来すことになっていくわけですね。しかし、大口町の町民の皆さん方が利用される施設なわけですから、男性でも女性でも気兼ねなくこういうサービスを受けられるようにするためにはどうしたらいいのかということ、やっぱり町も一緒になって考えていただく必要があるんじゃないかというふうに思うんです。だから、ここで私はそういう設問をさせてもらったわけですが、運営費補助をある程度しながら男性の職員をふやすような道筋とありますが、そういう方向性等々も考えるべきじゃないかと思うんです。これは市町村が実施するものだというふうに言われている以上、市町村も全く責任がないかといえ、私はあると思うんですが、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） まず、同性介護の件につきましては、私どももおおくち福祉会の基本的な考え方というのは確認をとらせていただきました。

同性介護は大前提であるという形で、現在デイサービス、さらには居宅介護、いろんなサービスの中で進めておられます。そういう中で、運営費補助という視点からとらえさせていだければ、運営費助成をする中で男性職員をふやしていくということではなく、現在、現実には男性の方は1名が正職員でお見えになります。そして、管理者としてもう1名の男性の方がお見えになります。ただ、その方につきましては、実際に現場に常時入れるわけでもありません。そういった状況の中で運営をされておるといのはお聞きをいたしております。

そのような状況の中で、どうしても男性職員が2人という考え方、そうしたら女性の臨時さんはそんなに必要ないのかという、いろいろ相反するところがあるかと思えます。そういった部分については、現在、法人の中で話をされ、検討され、そして現在やれる形をとってやっていただいております。ですので、こういった努力に甘えてばかりではいけないかもしれないんですけれども、きょう現在のこのデイサービスセンターをここまで持ってきたもの、そしてこれからそれをどう考えていくかということについては、もちろん私どもも一緒に考え、支援をするという考え方は持っておりますけれども、現状では、そういった努力に期待をしまいたいと今は思っております。

（1番議員挙手）

議長（齊木一三君） 吉田正議員。

1番（吉田 正君） 非常に苦しい御答弁だというふうに私は思います。だから、言ってもいいし、思いも今の御答弁の中で私も感じるわけですけども、私が思っていることと部長さんが思っていることも多分近いことだろうというふうに思うんです。だから、障害者のサービスというのは、介護保険とは全く別なんですよね。介護保険のように、どここのところでもええわ、選んでやってちょうというようなサービスの選択は、どこの自治体でも悪いけどできないんですよ。もうここしかない、ここの中でやるしかない、悪いんですけど、これが今の日本の障害者に対するいろんなサービスの現状なんです。これは大口町だけじゃないんですよ、現実の話ね。だから、そういう意味では、本当に少しでも改善していくような方向性をやっぱり町もひとつ音頭を取っていただいて、検討していただく必要があると。ここに問題があるんだということをお願いしておきます。

その上で、次にレスパイト事業についての問題点もちょっと指摘をさせていただきますが、この中に大口町が補助金も出してハートホームというのを立ち上げて、今もその施設があります。これは、余野二丁目のアパートを借りた施設でありますけれども、今ちょうどその隣で言語聴覚の訓練の教室もやっておられるようでありますけれども、実はこのハートホームの事業ですけども、専属の職員の人がおられないんですね。現実はどうかということ、そこを利用するという事になれば、その施設長さんが行って利用していただくということしかできない状況に今なっているようです。現実には泊まりとかそういうことを希望されたとしても、申しわけないんですけど、できない状況に今なっていると思いますけれども、せっかくそういう施設をつくったのに、現実には使えない状況があるわけです。私調べてみたらびっくりしたんですけども、このハートホームを利用するには、まず登録料というのが必要なんですね。登録していただいて、このハートホームを維持するための1カ月の会費3,000円、それから実際に泊まる人は4,500円だとか、またそれにプラスアルファ、利用料を払わないと利用できないという状況に今なっているようでありますけれども、自分が例えば仕事で家におらんもんで、ちょっと子供を預けたいわというときも使えるわけですけども、そうすると、一方で学童保育をやっておるでしょう、大口町の場合ね。学童保育で小学校1年生から3年生までの人をクラブハウスとかで預かっているけれども、そこでは別に登録料も要らないし、月の会費は今1,500円だったと思うんですね。現実には障害のある人たちが利用するこのレスパイトの方が、実は負担が重くなっているということに私はびっくりしたんですよ、そういう意味ではね。

だから、多分部長さんはそこら辺は感じていらっしゃると思うんですけども、そういう意味では、やっぱりそこに職員の人を配置できるようにするべきだと思うし、そのためには、そのハートホームそのものも町が補助を出してつくったわけですので、その後、つくったから後は知らんわということじゃなくて、やっぱり運営費についても、一定、町が私は見えてい

くべきじゃないかなあと思うんです。利用料のこの高さからしても私はそう思うんですが、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） ハートホームとレスパイト事業、これを含めた形での御質問ということで、大口町としましては、まずレスパイト事業を先に運営してまいりました。このレスパイト事業といいますのは、支援費制度に入る平成14年以前に、先ほど言われましたように、ちょっと子供を預かってもらえるところ、学童保育に置きかえていただければ同じような意味かもしれないんですけども、そういった思いの中で、大口町の心身障害児親の会といった皆さんがいろいろなところで勉強される中で、まず自分たちでやれることをやっっていこうということで立ち上げられました。そういったものをおおぐち福祉会が引き継いで、現在の形になっております。

そして、当初その設置をされるときに、じゃあ町はどうするんだという中で、大口町といたしましては、利用者に対する助成という視点のもと、利用されたら4分の1の助成を出していきましようということで、現在もそれは引き継がれておるわけですが、そういった中で平成16年ごろだったと思いますけれども、まさに自立支援の訓練をしていくんだという中で、ハートホームというものが、現実に町が補助をする形で改修がされて、事業として進められてきたわけですが、それもレスパイト事業という視点からとらえれば、町としても助成は可能であろうということで、助成を一部現実には出したこともございます。

そういった中で、平成18年に障害者自立支援法が施行されてまいりました。その中で、ある意味、これは私ども、さらには法人、よく話し合いが本来はされてくればよかったかなあと思うところは反省点にもなるかと思っておりますけれども、自立支援法の中で地域生活支援事業というものが、これはまさに今話題となっておるデイサービスであり、さらには移動支援であり、そういったサービスでございますけれども、そういった中である意味、例えば移動支援事業を利用しますと、ヘルパーさんについて、本来は余暇活動という目的のためにあると解釈はしておるんですけども、そういった中でこのハートホームを使っていくとか、そういうような部分が新たに出てまいりました。そうしますと、実際、サービスの利用形態といった移動支援の過程の中における有効活用、当初目的と思った自立支援、さらには訓練施設という部分でのハートホームの、そういった部分での、ある意味、二つの利用形態という形が生まれてきておるかなあと思っておりますけれども、町としては、要はレスパイト事業的な部分ということであれば、先ほど言いましたように助成は可能と考えておるという部分がございますが、私も利用状況を聞かせていただく中では、現状では実際の運営については非常に大変だなあと。当然家賃も発生してきますし、そういう部分は思っておりますけれども、現状の中でとらえれ

ば、おっしゃっておられる専属職員というのは、こういった利用形態を考えれば現在の見える職員の中で何とか対応が可能ではないかと、そんなような思いも持っております。

( 1 番議員挙手 )

議長 ( 齊木一三君 ) 吉田正議員。

1 番 ( 吉田 正君 ) 明らかに対応できないもんですから、今、月に 1 回程度の利用しかないんですね。できないんですよ。しかも、泊まりというのは、もうこのところ、ほとんどないそうです。

私は、何を問題にしたいのかというと、さっき健康福祉部長さんも言われたんだけど、もともとのハートホームをつくった成り立ちが、自立していかれる人たちの、要するに一定の訓練施設という意味合いも私はあると思うんですね。よその自治体、例えば岩倉にしたって、岩倉なんかはよく私は聞くわけですけども、やっぱりハートホームのようなものがあって、そこで授産所に通ってみえる人たちが、もう 1 ヶ月の予定表の中に、何日と何日と何日はここで泊まりですよというような、そういう予定も組まれているんです。そういう中で、今ケアホームというのも扶桑町もできましたよね。ああいうケアホームにいきなり行けるかといったら、行けせんのですわ、申しわけないですけどなかなか。こういうところで訓練をしても、少しずつしかなかなか覚えられないですよ。私たちもそうですけど、環境が急に変わって、すぐそこで住めるかといったら、そんなもん住めえせんて、本当の話。だから、そういう意味では私はこのグループホームを、介護保険の場合だとグループホームと呼んでいますけど、障害者の場合だとケアホームと呼ぶんですけど、何か知らんけど、一緒ですけども、その施設から授産所に通うとか、そういうことが今扶桑町では行われています。

この間、私、11月29日にペギー葉山のコンサートを見に行っただんですけども、これは向こうのたんぼ福祉会というところが後援をしてチャリティーコンサートをやっていましたわ。私たまたまチケットを買ったもんですから家族で見に行っただけですけども、ペギー葉山さんも御主人さんのいろんな介護の体験なども話しておみえになって、本当に大変ですねというようなことで、会場が一体になって共感するような場面もあったわけですけども、障害をお持ちのお子さんを抱えてみえるお父さんやお母さん方は、結局、御自分がいつまでも生きて面倒を見られるわけじゃないもんですから、最終的にはケアホームというところにお世話にならんわなあというようなことも考えてみえるわけですよ。だけど、ケアホームを建てたからといって、すぐそういう人たちが移行できるわけではないんですね。やっぱり何年もかかる人はあるですよ、それは当然。だから、何年もかけて本当に自立できるような訓練を、もしそういうケアホームを建てるような計画があるんだとすれば、もう今からそういう訓練をどんどんやっていかないと、建物は建ったけれども、ちょっともそういうところに移行できへん

というようなことになりかねんと思うんですね。それでは、本当に魂が込められた施設にはならないんじゃないかなあ。私はそう思うんです。

だから、そういう意味では、障害のある子供さんを持たれる御家族の方々も本当に安心できるようにしていこうと思うと、実は、このケアホームの建設なんだけれども、それ以前の問題で、このハートホームの活用こそが、まずそういう人たちの安心感を培っていく大きな事業じゃないかなあというふうに思っているわけです。だからこそ、専属の職員体制をしながら、そういう中で、すぐできるできんにかかわらず、とにかく岩倉なんかは、僕は話を聞いているんだけど、まずそういうところへ体験で住んでいただく。

私が知っている人は、耳が聞こえない、知的障害もある、体もちょっと障害もある。そういう人が実際にケアホームに入って自立している人も実際にお見えになるんですよ。私びっくりしましたけど、その方のお母さんともお話もさせてもらいましたけれども、すごいねと。土・日は帰ってくるんだそうですよ。だから、土・日はなかなかそのお母さんともお会いすることも私はできませんけれども、平日よくその方ともお話しするわけですけれども、非常に助かると言ってみえましたね。そういう困難な人でも、私は自立することは不可能ではないというふうに思うんですね。

そういう意味では、ケアホームというのは大口町にとって私は必要だと思うんですけれども、それ以前の問題で、やっぱり訓練をするということも大切なんだと。それにはどうしたらいいんだということ、施設任せにするだけじゃなくて、この建物を建てたときの動機、その位置づけからしても、私は、町が一定の補助をするに値する事業ではないかなあというふうに思いますので、ぜひ前向きにこれから、レスパイト事業だったら補助の対象になるかなあじゃなくて、もっと大きな視点で検討していただかないと、これはいつまでたっても解決しないですよ。ちっとも訓練なんか始まらせんじゃないですか、このまま見守っておるだけでは。見守るぐらいだったらわしでも見守るんだけど、見守っておれんもんでこうやって一般質問をやっておるんだわね。いろんな人たちのお話を聞いておっても、そう思うもんで。町も、もう見守っておっていかんのだって、本当の話。見守っておるだけじゃなくて、ちゃんと金も出さなあかんのやて。私はそう思うんですよ。金も出して人も出すと。それで、安心してもらえるような世の中にしていくと。障害のある人たちが大切にされるような世の中になれば、だれもが大切にされる世の中になると、みんなそう言っておるがね。それをやるかやらんかなんだわ、本当の話がね。私はそう思うもんで、ぜひ前向きにこれも考えていただきたいと思います。今、多分すぐには回答が出んと思いますので、ぜひ御検討いただきたいと。検討するかどうかだけ聞いておきましょうかね。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 検討ということでございますけれども、私ども施設の方と話を  
する中で、訓練施設といった部分でとらえていけば、何とか現状の職員体制ではという部分。  
そして、先ほど例に挙げておられました岩倉市、岩倉授産所かと思えますけれども、そういっ  
たところのことも思えば、今言われたことにつきましては検討事項という部分で考えられるこ  
とはありますけれども、ただ本当に宿泊を伴って訓練、要は共同生活という形の中でとらえて  
いくか、例に挙げられた、お1人でそういったものをやっていかれるか。まさにそういった部  
分については、私どもも当然法人の方と、本当に有効的にそういった施設が生きてくるかどう  
かという部分では、これからも話を進めていきたいと。個人的に利用度が上がる、本当に皆さ  
んが使っていただける施設といっても、いろいろな問題を抱えております。特に大きな問題と  
いうのは場所的な問題ですね。こういった部分も考えられますので、話を今後も進め、どうい  
った形がいいのかということは一緒に考えていきたいと思えます。

議長（齊木一三君） 御苦労さまでした。

会議の途中ですが、3時まで休憩といたします。

（午後 2時50分）

議長（齊木一三君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 3時00分）

#### 宮 田 和 美 君

議長（齊木一三君） 続いて、宮田和美議員。

5番（宮田和美君） 5番議席の宮田和美です。

ただいま議長さんのお許しをいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

最初に、生ごみ関係について質問させていただきます。

御存じのように、私たち大口町には1市2町で構成されている江南丹羽環境管理組合施設の  
環境美化センターを抱えております。そんな立場から、大口町民として環境問題には関心が高  
く、施設の近くで何十年も暮らしてきました。当時は、ダイオキシン問題が大きく取り上げら  
れ、地元住民、私たちもいろんな議論をしました。そんな中、河北の若者が数名で立ち上がり、  
いつも被害に遭っている我々が、少しでもやはり先頭になって立ち上がらなくちゃならないだ  
ろうというような意見が出まして、そしてわずかな人数から発足しましたが、「河北の環境  
を考える会」というようなことでもございました。本当にこういう施設といいますのは、やっぱ  
り地元の皆さんが被害者。大口町民の皆様方全部が被害者という意識はないと思えます。逆  
に言うならば、我々から見るなら、これは加害者でもある。そんな加害者というような意識は、

恐らく大口町民の皆様方の中にはないであろう、我々地元の河北の皆様方だけであろうというふうに思っております。

そんな中、若者たちの意見の中で、今言いましたように被害者だ被害者だと言っておってもいかん。少しでも、その被害者意識を逆にとって、被害者でもあるんだけど、我々は加害者の一人でもあるというような前向きな皆様方の御意見が出まして、そして少しでも可燃ごみの減少をしよう。子のため、孫のために少しでもよい環境を残し、そして皆さんの前向きな意見で団結し、「ごみ減量を考える会」が平成11年12月発足しました。そこから可燃ごみの分別に取り組み始めました。可燃ごみ袋の中には資源として使えるものが約60%、その重量たるものは、やはり生ごみが大半を占める、そういうような結果が出ました。

それで、次に今度は、この生ごみの減量をしようという取り組みが始まりました。これが平成12年8月、地域型生ごみ処理機設置モデル事業実施として、会員制で発足しました。少しでも生ごみを減らそうじゃないかという呼びかけに対して、当地49名の河北区民の人が、私も会員になって少しでも生ごみの減少に取り組みましよう、積極的に河北の住民の皆様が取り組んでいただきました。この会を土台として河北区全体に広がり、さらに老人クラブ、あるいは河北のグラウンドゴルフの会員の皆様により、上郷区内での回収にと発展していきました。現在は、シルバーの人が回収に当たっていただいております。そして、私たちの団体名も「河北の環境を考える会」と、また名称も変わって前進しました。

平成12年10月、東海豪雨で被害の大きかった西枇杷島町の小学校と幼稚園、保育園、これは地元の東海理化さん初め多くの企業や、あるいは住民グループの皆さんとパンジーの花を植えるに、21日に参加をしました。この花植えは会費制で、1人500円を払っていただいて、そして西枇杷島町へと出かけたものでございます。当時は、学校の先生方、あるいは関係各位、役場の皆様方、大変お世話になりました。そのおかげで、無事、西枇杷島町にこういったパンジーの花植えが完成しまして、当時の中日新聞にも取り上げていただきまして、記事をごらんになった方もあるかとは思いますが、そんな取り組みを前から河北地区では取り組んできました。

その後、今度はリサイクル運動が注目され始めました。今度は、現在の「河北エコ・リサイクルの会」として名称も改め、リサイクル活動に今度は重点を置くようになってきました。生ごみの堆肥を利用して野菜をつくり、販売をしたり、あるいは子ども会と協力し、北小学校への花壇づくり、花植え等、これは河北エコ・リサイクル会の年中行事の一つとして定着もしております。こうした活動をもっともっと広く拡大していくことを願いつつ、以下の質問をさせていただきます。

最初に、現在、河北上郷区、仲沖、二ツ屋地区で取り組んでおります生ごみ収集、大口町内



に本当に広げたいという気持ちで現在我々が取り組んでいる形、こういった生ごみの収集というものを、今後、町としてはどういうふうな取り組みでなされるかということ、まず第1点、お聞きします。

議長（齊木一三君） 副町長。

副町長（大森 滋君） それでは、私の方から河北におけます生ごみの堆肥化につきまして、お答えをさせていただきます。

河北で取り組んでいただいております生ごみの堆肥化につきましては、現在、単なるごみの減量、あるいは資源化という枠を超えまして、地域におけるまちづくりの道具という形で実施をされておるといふふうに理解しております。製造した堆肥を利用して、有志の方が環境と健康に優しい野菜をつくりまして、さらにその野菜を使って漬物をつくり、地域内で販売をしているという状況であります。地域内に女性組織がないということもありまして、これまで交流が難しかった主婦の皆さん方が一カ所に集まりまして、一つのことでいろいろ活動されておるといふように理解しております。また、そうした漬物を販売した収入を使いまして、グラウンドゴルフで老人会に豚汁等を振る舞ってみると。このグラウンドゴルフのクラブにつきましては、生ごみの堆肥化を始めた当初に収集等を行っていただいたということもありまして、そういったことに対する敬意のあらわれであるのかなというふうにも理解しております。

こういった地域の中で、生ごみの堆肥化といったものを軸にしている方たちの交流、あるいは取り組みが河北の中では行われてきておるといふことを理解しております。これにつきましては、全町農業公園構想の目指すべき姿の一つの具体化ではないかなと、こんなことも考えておりますので、今後、町としても、これらの取り組みを何とか支援していきたいと考えております。以上です。

（5番議員挙手）

議長（齊木一三君） 宮田和美議員。

5番（宮田和美君） ただいま副町長さんの方から御回答がございましたように、本当にこれは河北だけでやっておっても何にもならんというようなことを考えます。とにもかくにも、もう10年も前からこうしたような取り組みをやっているんですけれども、この運動が私たちは少しでも全町に広がることを期待しまして、こういう活動が始まりました。その意をよく酌んいただきました、本当にこれからこの大口町が発展していくためには、今おっしゃられたような農業公園構想、生ごみを集めて、堆肥所をつくって、そしてやるというような前向きな方針でぜひとも進んでいっていただきたい。いつまでもいつまでも同じことばかりやっておって、地元でも、もうやめればいいんじゃないかというような声さえ出てくる。せっかく発足した非常にいい会をそんなふうに見られては、私たちも非常に残念である。やっている人たちも、や

っぱり少しは、ああ我々のやっておることが町としても認めてくれたなあと、そんなような活動、いかんとなれば、これはやめないかんけれども、いいということであるならば、午前中の議員さんたちもおっしゃったように、本当にいいものはいい。農業公園、今言われたようにそこで使う、農地を大切に。そんなような前向きな考え方で、今後、本当に早くこうした取り組みを続けていただけたらいいかなあと期待をしておりますので、ぜひとも近々のうちに何らかの見える形をとっていただきたい。そんなことで、よろしく願います。

次に、今言いましたように、生ごみの堆肥というのは植物にとって大変有効な資源であることは御承知のとおりでございます。6月の議会で私も一般質問しまして、役場の緑のカーテンに取り組んでいただきました。その緑のカーテンを育てるためにも肥料を使っていたというようにも聞いております。また、立派に育ったゴーヤのカーテン、8月20日の中日新聞もごらんになったように、非常に大きな立派な写真までつけて中日新聞にも載せていただきました。そんなようなことで、やはり緑のカーテンが少しでもCO<sub>2</sub>の削減になればということで、担当の職員さん、本当に暑い中、御苦労さまでございました。担当の職員の皆さんが休みのときでも水をやりに来ていただいておったというの、私も拝見しております。そうした見えないところでも活動しておっていただく、そういう人たちが見えたから立派にゴーヤが育ったというふうに私も思っております。

そこで、次に緑のカーテンの効果について、わかるようなことがあったならばお聞かせ願えたら幸いに思います。

議長（齊木一三君） 副町長。

副町長（大森 滋君） 緑のカーテンをことし6月から実施させていただきました。具体的にはゴーヤを栽培させていただいたわけですが、緑のカーテンを実施した場所は、庁舎の正面玄関から東側の1階部分ということになるわけですが、実施した場所としなかった場所で平均で1.5度ほどの温度の違いがあったと。具体的には緑のカーテンを実施したところでは1.5度ほど、そうでなかったところよりも低いという結果になっております。

（5番議員挙手）

議長（齊木一三君） 宮田和美議員。

5番（宮田和美君） 今ゴーヤの話で、この新聞を見ますと非常にたくさんの方がとれたということで、庁舎の玄関先に、御自由にどうぞと。あるいは協力金というような形で当初は出たようでございますけれども、例えばこのゴーヤの協力金はどれくらいあったんでしょうか、わかったら教えてください。

議長（齊木一三君） 副町長。

副町長（大森 滋君） 協力金については1万5,000円ほどであります。以上です。

( 5 番議員挙手 )

議長 ( 齊木一三君 ) 宮田和美議員。

5 番 ( 宮田和美君 ) 無料でいいですよということではございますけれども、そうした協力金も 1 万 5,000 円余りということで、大変いいかなと思っております。

それから、あいち緑のカーテンコンテストについてお尋ねします。

この結果をちょっとお知らせください。

議長 ( 齊木一三君 ) 副町長。

副町長 ( 大森 滋君 ) 大口町の庁舎の緑のカーテンにつきましては、あいち緑のカーテンコンテストに応募しまして、これは全体で 180 件の応募があったわけですが、大口町の場合、一般部門に応募しまして、48 件の応募の中から優秀賞を受賞したというような状況になっております。

( 5 番議員挙手 )

議長 ( 齊木一三君 ) 宮田和美議員。

5 番 ( 宮田和美君 ) 48 件中 2 位という素晴らしい成績を、大口庁舎は受賞されたということでございます。来年はどうされるかわかりませんが、やはり来年も続けてやっていただけるんじゃないかなあというふうに期待はしております。本当にこれだけの緑のカーテンができたということは、先ほど御案内のように、庁舎内へ非常に涼しい、あるいは庁舎の中央を歩いて南側を見ると非常にゴーヤの緑がきれいに光っていて、職員の皆様方にも、北側の人からはしょっちゅう見えてよかったけれども、南側の皆さんにはちょっといかなかったなあと思いますけれども、そんなようなことで大変よかったように思っております。

次に入ります。

同じような質問になるかとは思いますが、この河北の取り組みについて、この方法をなぜ全町に広げることができなかったのだろうか。これは私も若干は耳にしてはいるんですけども、ぜひとも御回答をいただきたいと思います。

議長 ( 齊木一三君 ) 副町長。

副町長 ( 大森 滋君 ) 私、こういう河北の生ごみ堆肥化の質問にお答えをしながら、自分自身、非常に因縁めいたものを感じておるわけでありましてけれども、御質問の内容からは少し外れますけれども、御質問の趣旨を十分に踏まえた上で前向きにお答えをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それから、この間、河北地区におきまして、新たに住民となられました皆様方からの生ごみ堆肥化への協力の申し出に対しまして町が十分対応できなかった点につきましては、この場でおわびを申し上げたいと思います。

河北地区での生ごみの堆肥化も5年を経過しまして、先ほども申し上げましたような、地域におけるまちづくりの道具として機能しておるといふ面もございます。河北地区住民の皆様のおさまざまな御協力によりまして、これまでこうした活動を続けていくことができたのかなあと、こんなことを考えております。こうしたことを議会の皆様におきまして十分検討していただきまして、町の執行部、私どもと意見の交換をお願いする中で、堆肥化を全町に広げていく手法はないのか、あるいは河北エコステーションの処理能力の強化の手法はないのか、こういったことについての方向性を皆様方とお話をしながらまとめていければいいのかなあというふうにご考えておりますので、どうか御協力をいただきたいと思っております。

(5番議員挙手)

議長(齊木一三君) 宮田和美議員。

5番(宮田和美君) 今、本当に前向きな意見をいただきました。河北地区の皆様方とひざを突き合わせて、この生ごみの堆肥化を広げるためにはどうしたらいいだろうやというようなことで、ざっくばらんな場所でいいから、あまりかたくなるような場所は思わしくない。だから、本当に軽い気持ちで、ざっくばらんの中で皆様方の新しい意見、いい意見というものをどんどん取り入れていって、こういういいことはやっぱり広げていきたいというのは本当に我々の願いでございます。ぜひとも今言いましたように何らかの形で、町長の方針の中にもございましたように、学校区内でもちょっと回りたいというようなときにでもいいから、こういう問題に取り組んでいただきまして、皆様方が何を考えておられるのか、何を望んでおられるのか、そんなようなことをじっくり吸い上げていただきまして、ぜひとも前向きに取り組んでいただきたいと思っております。

この生ごみの対応は難しいかもしれませんが、それと同時に資源ごみの回収。先ほど言いましたように、可燃ごみの中に60%ぐらいは資源ごみとして分別できるものが含まれております。皆様方の地域の中でも一つ可燃ごみの袋を取り出していただきまして、何が入っているだろうやということで、もし開いていただけるならば、これは雑紙だなあ、これはビニールだなあ、これは雑誌だなあというようなことで、大きな袋の中で分別しようと思えば、半分以下に必ずやなると思っております。

今、地球の温暖化ということでC O P 15が開催されておるわけでございますけれども、本当に小さな取り組みではあるとは思いますが、その小さな取り組みをこの大口町が発信して、そして扶桑町、あるいは江南市へと広げていっていただければというふうに思っております。しかしながら、こうしたリサイクルというのは値段が高い、値段がかかるよと。生ごみを燃やしてしまった方が安いよと。安ければいいということでございます。我々いつも言うんですけれども、金がかかるから燃やしてしまえと。そうじゃないんだ、行政というものは。金が

かかって、やはりきちんとやらないかんことに金をかけるのが行政であろうというふうには思っております。この間もテレビで見えていましたけれども、地球の温暖化によって今住んでいる島がなくなる。何十センチも海面が上がって、もう島から逃げ出さないかん。現実なんです。地球博で例のマンモスが出ましたね。あれも、永久凍土が温暖化によって溶けて、そして出てきたということで、喜ばしいことでも何でもなし。地球がそれだけ暖かくなったというようなことも現実なんです。だから、できるだけ燃やせば安いということばかりでなく、少しでも可燃ごみを減らして資源ごみに回していただきたいと思っております。

もう一つは、なぜ進まんだらうと、河北の皆さん方ともいろいろ話をしました。時期が時期で大変申し上げにくいとは思いますが、分別が進まない一端には、ごみ袋の値段が安いという意見が出てまいりました。わずか10円か15円の袋の中へぱっと入れて、玄関先かどこかへぱっと出せば、しゅーっと集めていってくれるよと。それが大口町内で処分されておるということは、皆様方の恐らく御家庭の中でお話になられたことはまず少ないんじゃないかなと思うと思っております。だから、これがもうちょっと値段を上げるならば、少しでも減らそうかというふうな考え方も出てくるのではなからうか。こういう厳しい状況の中で、そんなものは値上げなんか無理だよと、必ず出ます。値上げされたからには、やっぱり協力して、自分たちでやれることは自分たちがやろう。分別なんて、面倒くさいかもしれんけど難しいことじゃございません。職員の皆様方の御家庭では、もうほとんど可燃ごみは小さな袋で十分じゃなからうかなというふうにするんですけれどもね。

そんなようなことで、とにかく可燃ごみを減らすというようなことの検討も必要じゃなからうかなと。結論は出ませんでしょうけれども、そういったようなことが出ておるよ。ああそうかと、そんなようなことで、じゃあちょこっとでも考えないかなというような前向きな姿勢をどんどん貫いていっていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

次の3番に入ります。

ビニール袋と生ごみの処理費用の比較はどのくらいの費用がかかりますかという質問をさせていただきます。もしわかったならば御報告願います。

議長（齊木一三君） 副町長。

副町長（大森 滋君） 可燃ごみの中に入っておりますビニール系と生ごみにつきまして、それぞれ別々に処理をしておりますので、これを区分して費用の比較をするということはちょっと難しいといいますが、把握をしておりますので、申しわけありませんが、よろしくお願いいたします。

（5番議員挙手）

議長（齊木一三君） 宮田和美議員。

5番（宮田和美君） 私も美化センターも見学に行きまして、ちょっとこの問題には無理があったかなというふうに私なりにも思っております。本当に何でもかんでもほかり込んでしまうというのが可燃ごみ、今のところは。だから、その可燃ごみが少しでも減るならばいいんじゃないかなというふうに思っております。

次に、今議会に提出された議案第90号、15ページに314万2,000円の補正が計上されておりますが、この314万2,000円の使い道といたしますか、割り当てといたしますか、還付金といたしますか、補助金といたしますか、これをもしわかったならばお知らせください。

議長（齊木一三君） 副町長。

副町長（大森 滋君） 江南丹羽環境管理組合の負担金の減額でありますけれども、この負担金につきましては、翌年度に前年のごみの搬入量の実績に応じた前年度分の組合負担金の精算を行っておるものでありまして、今回は、平成20年度の負担金の精算ということであります。江南市、扶桑町は負担金が増額をしましたがけれども、本町におきましては314万2,000円の負担金を減額することができました。これは、焼却処理をするごみの減量が、大口町においては他の構成市町に比べて進んでおるという状況を示すものであります。この314万2,000円につきましては、焼却ごみの減量のために行っております有機資源の再生委託料の追加分として充当させていただいておりますので、よろしくをお願いをしたいと思います。

（5番議員挙手）

議長（齊木一三君） 宮田和美議員。

5番（宮田和美君） 大口町は、江南丹羽環境管理組合に20年度支払われた精算額で、1億2,573万2,800円という費用がかかっておりますね。そして、決算額としましては1億2,887万5,235円でございますので、差し引き314万2,435円、大口町が節約できたよというのは事実でございますね。今言いましたように、1億2,573万といたしますのは、毎月1,000万円ずつごみにかかっておるわけですね。丹羽環境に払っておるんですね、毎月1,000万、1年で1億2,573万と。だから、皆様方が1割減らしていただくなれば、ああ1,000万円のようにも浮くよというようなことでございます、毎年ね。だから、こういう数字でもっと大口町民の皆様方に、大口町として、この1億2,500万ぐらいを使って皆さんのごみを燃やしておるんですよというようなことをアピールしていただいてもよろしいんじゃないかなというふうに思っております。

今お話がございましたように、江南市は5億1,000万、扶桑町は約1億8,700万ということでございますので、こういう財政の厳しい折に皆で協力し合って、少しでも税金を減らそうじゃないかということが私は必要ではないかなと思っております。今言いましたように、1割で1,200万節減できるんです。

平成17年11月、町民会館で、御存じのように20%の焼却ごみ減量町民大会が催されております。

して、よく他の同僚議員からも、20%達成できたかどうかやというような意見も今まで何回も出ております。だが、なかなか難しいというようなことでございますけれども、いつ聞いてもなかなか難しいでちっとも前へ進めせん。そういうことじゃいかんというふうに思いますのでね。

もう一つは美化センター。美化センターでは重油なんかも使うんですけども、20年度は何か2万1,300リッターの重油を使っておるということでございます。これは、定期点検をやった後に立ち上げるときに使うというようなことでございます。油の高いときでございましたけれども、油の単価が50円から110円というようなバランスがありまして、これも大変なお金が出てございます。これも、本当に油が高かったということでございます。

次に移らせていただきます。

大きい(2)番でございます。リサイクルセンターの利用についてお尋ねをさせていただきます。

このリサイクルセンターができたのも、やはり河北の取り組みから、いいんじゃないかというようなことで大きく花開いたというふうないうふうな我々は自負しておるわけでございます。また、町の取り組みも、土曜日も開いていただきまして、当初は土曜日・日曜日と連休でございましたけれども、やはり町民の皆様方の大きな要望ということで、土曜日も開いていただいております。こうした取り組みは、やはり町民の皆さん大変喜んでおられます。だから、できるだけそうやって、一つ一ついいことはどんどん進めていっていただけたらいいかなというふうに思います。

その中で、特にこれ「受益者」と私書かせていただいたんですけども、リサイクルセンターでカードへ判こをもらえますね。そして、72回完遂された場合は補助金がいただけるというようなことでございます。この72回完遂された件数とか、あるいは受益者に特徴は。これ特徴といいますのは場所。場所をもしわかりましたら、こんなのはちょっとお答えにくい質問で申しわけございませんけれども、受益者というのは、この72回完遂された人の地域がもしわかれば、お知らせ願えたらいいと思います。よろしくお願いします。

議長（齊木一三君） 副町長。

副町長（大森 滋君） スタンプカードの72回を完遂された方の地域別の占める割合ですけれども、世帯数でいきますと、大屋敷と外坪地区が他の地区に比べて極めて高いという状況であります。それから、スタンプカードの登録者数に対しても、同じく大屋敷と外坪地区がその他の地区に比べて極めて高いと。その他の地区については大きな差はないという状況になっております。

（5番議員挙手）

議長（齊木一三君） 宮田和美議員。

5番（宮田和美君） このリサイクルセンターの取り組み、今言いましたように、非常に今度は人員が削減されたということで、12月からは昼休みはちょっとごめんなさいねということでやっておりませんが、雇用の問題等もございますので大変難しいと思いますけれども、できるだけこうした取り組みも前向きに取り組んでいただけたならば幸いかと思いますので、よろしくお願いいたします。

最後になります。

ただいま言いましたように、「報奨金の停止の検討を」という見出しをつけさせていただきました。これはなぜならば、当時、リサイクルセンターを建てたはなに、利用者が来るだろうかというような心配がまずあったと思います。そして、スタンプカードが発足し、現在のようなりサイクルセンターの活動が開始されました。当時、この制度が始められたときの利用者数と現在の利用者数を比較するならば、もう既に4倍、5倍というような人数を数えております。多い日には1日に400人も見えるというようなことが先月までにありましたね。だから、あそこの中もてんやわんや、平均するならば1分の間に1人来る。スタンプは押してやらないかんし、あれも満タンになったらティッシュは渡してあげないかん。横を向いておるとまぜてほかっていってしまうので、それも見ておらないかんというようなことで、関係部署の部長さんは時々見学に行っておられる、あるいは視察に行っておられるというふうに私は思っております。できるだけ現場を見てあげてください。現場の人が一生懸命やっております。

話が脱線しましたがけれども、この報奨金を始めた目的は十分達成できたんじゃないかなというふうには思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 副町長。

副町長（大森 滋君） 先ほどごみ袋の値上げ、いわゆる収集手数料の値上げというお話をされました。

前の吉田議員の御質問にもありましたように、今、非常に厳しい生活環境、あるいは経営環境の中でごみ袋の値上げをしていくということについては、少し難しいのではないかなというふうに考えております。それは、ごみ袋を値上げして、収集手数料を値上げすることによって分別を誘導していこうという考え方ですけれども、今のこのスタンプカードは、それにかわるものとして、報奨を出すことによって分別を誘導していこうという考え方でありますので、町としても厳しい財政ではありますけれども、なかなか収集手数料を上げることによる誘導ができないという中では、こういった制度も引き続き有効に使っていきたいと考えております。本年3月には大口町のごみ処理基本計画を改定しまして、29年度までのごみ減量計画を定めたところでありまして、これからも引き続きごみの減量に取り組んでいくとしたときに、この制



度も主要な施策の一つとして位置づけをしながら、一層のごみの減量をしていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

( 5 番議員挙手 )

議長(齊木一三君) 宮田和美議員。

5番(宮田和美君) ただいまの答弁の中に、ごみ袋の値上げは難しいと、私もそう言いました。なぜそんなことを言ったか。高いから、やっぱりきちんと分別して減らしましょうと、そういう意味合いでございますので、ただ値上げをせよというわけじゃございません。高いから、ああそうだな、1億2,000万円も払うんだったら少しでも、今のように1割減らせば1,000万円も浮くんだというような考え方でございます。だから、報奨金というのは、今言われたように財政は非常に厳しい、当然のことでございます。だから余計、そういう厳しいからこそ、この報奨金というのはもう打ち切ったって、打ち切ったから来ないか、あるから来るか、あるいは報奨金はなくてもトイレトペーパーではいかんのかというような前向きな取り組みも必要じゃないかなと。3,000円がなくなったら来やせんぞと。それは来んかもしれんけれども、恐らく今までやってこられた方はそんな人ばかりじゃないと思います。もう大分、これは皆様方、地域の中で培われた実績でございますので、それは何割かは減ると思います。ただスタンプを押していただくのが楽しみで、毎日通ってみえるような人もおるといようなことも聞いております。そんな中でございますので、とにかくこうしたものについてでも、やはり前向きに考えないかん時期だということを町民の皆様方に御報告いただけるならば、ああそうだなあ、そんなもん3,000円なんかもらわんでも、積極的におれらは協力するわなあと前向きに考えてもらう今は時期じゃないかなと。これがいい時期だと私は思うんですよね。3,000円くれないんだったら、田んぼへごみをほかってやろうかなと、そんな人はいないと思います。ぜひとも私の言いたい意を酌んでいただきまして、前向きに取り組んでいただくことを願いまして質問を終わります。

柘 植 満 君

議長(齊木一三君) 続きまして、柘植満議員。

3番(柘植 満君) 3番議席、柘植満です。御指名をいただきましたので、通告に従い質問させていただきます。

初めに子育て支援事業、1.安全に配慮した3人乗り自転車(幼児2人同乗用自転車)の普及推進についてお尋ねいたします。

道路交通法の一部を改正する法律が、平成19年6月20日の公布により、自転車に関する通行ルール等の規定が改正されました。昨年、平成20年6月1日から施行されております。その背

景には、自動車事故の減少と比較して自転車の事故がふえており、多発する自転車事故を防ぐことにあります。警察庁の発表では、平成20年の自転車が当事者となった全国の交通事故は、16万2,525件と交通事故全体の21.2%を占めており、4年連続では前年比マイナスとなっておりますけれども、10年前と比較して13.6%、1万9,508件、自転車事故が増加しております。自転車に乗っている方の死者数は平成20年は717人となっており、近年では減少傾向にありますけれども、全交通事故死者に占める割合としては増加しております。20年、江南警察管内での人身事故発生状況は1,183件、その中で自転車事故が2位で198件でございます。大口町内では144件起きております。

「交通方法に関する教則」の改正によりまして、6歳未満の子供を自転車の前と後ろに乗せる3人乗りが禁止になりました。幼児2人を乗せるとバランスを崩しやすく、交通事故につながります。しかし、子育てをするお母さん方から、毎日の子供の送り迎え、買い物などに3人乗りは必要である。一番必要としている声が届かないという切実な声が高まり、小さい子供を持つ親が子育て支援に逆行すると反対いたしました。これを受けて、警察庁が安全な自転車の開発を条件に認めるよう、方針を変えました。それによって、財団法人自転車産業振興協会が費用の一部を補助するなどして各自転車メーカーの開発が進められ、一定の要件を満たしたものが認められて、ことしの7月1日から実際に認可され、専用自転車が販売されております。

そこで、お尋ねをいたします。安全性の面から、このような3人乗り自転車に対する認識と安全指導等の周知啓発はどのように行われておりますでしょうか、お伺いいたします。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） それでは、御質問にお答えしてまいりたいと思います。

まず、道路交通法違反でありました幼児2人を乗せる3人乗りですけれども、こういった場合、安全基準に達した自転車に限っては21年の7月1日から解禁されたということでございますけれども、この解禁されましたことに関する周知等につきましては、現在考えておりますのは、保育園で実施している交通安全教室といった場合に啓発チラシなどの配布、さらには児童センターなどにポスターを掲示するなどして啓発に努めていきたいと考えております。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） 現在は行われておりませんが、今後そういう啓発をしていくということでしょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） はい、そのとおりです。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） 保育園にそういったチラシをしっかりとつくっていただいて、安全性とかを訴えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

そして、3人乗り自転車は、安全面から6項目の要件を上げて、まず一つ目に、幼児2人を同乗させても十分な強度があること、二つ目に、十分な制動性能があること。三つ目には、駐輪時の転倒防止の操作性や安全性があること、そして四つ目が、幼児用座席が取り付けられるハンドルなどに十分な剛性があること、五つ目は、走行中にハンドル操作に影響が出るような振動が発生しないこと、六つ目には、発進時、走行時、押し歩き時及び停止時の操縦性、操作性及び安定性が確保されているなど、安全性を評価するための具体的な基準がまとめられました。それ以外に、3人乗りによって転倒の可能性がふえるとしまして、転倒時の安全性に配慮することをつけ加え、具体的には後頭部と側頭部を守る覆い、そしてヘッドガードがついた座席が望ましいとされております。また、スタンドを立てるとハンドルに自動的にロックがかかって回転を防止したり、レバーを引くと車輪が後ろに進まないようにロックをされ、そして転倒を防止する自転車も紹介されております。

しかし、一般の自転車に比べまして、安全性や強度の関係で自転車販売店では価格が10万前後ぐらいと高くなっており、幼児1人を乗せる従来の自転車よりもはるかに高額になります。ある2児のお母さんは、3人乗りをする期間も短く、値段が高いと、安い自転車で我慢するしかないという声や、また別のお母さんは、国は少子化対策と言いながら、子供2人を乗せて自転車に乗れないなんて不便だという声も聞かれました。メーカー側も、せっかく安全性の高いものを開発しても価格が高いため、補助がないと普及もしにくいと、普及がしないといった声がありました。そして、検討委員会でも報告書の中で、深刻な少子化、経済問題を考慮すれば、子育て支援の観点からも、解決方法として補助を検討することも必要であると、3人乗り自転車の助成を発言されています。子育て支援策の一環として、この経済情勢で若い世代が自転車購入の新たな負担をするのは難しく、国の経済対策で安心こども基金の拡充が示されております。こうした制度を活用して、購入やレンタル制度の創設をお考えいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 購入等に関する助成、レンタル制度でございますけれども、実際に6項目、安全基準というのはございますけれども、自転車というのは、皆さん御存じのとおり道路交通法の適用を受けてまいります。そういった中で、私の勉強不足かもしれませんが、自転車ですべて歩道通行といった部分は、ごくごく限られたところしかできないという解釈を持ってございますけれども、大口町にそれを置きかえてみますと、車道をまさに3人乗って走

るといった視点からとらえてみた場合、本当に危険ではないかといったことも思います。そういったことと、さらには実際の需要度ですね。実際どれぐらいの方がということも現状把握できていない状況でございますけれども、そういった本当の必要性という部分を見きわめてまいりたいと思っておりますので、現段階では購入に対する助成やレンタル制度というのは考えておりませんので、御理解をいただきたいと思えます。

( 3 番議員挙手 )

議長 ( 齊木一三君 ) 柘植満議員。

3 番 ( 柘植 満君 ) 3 人乗りで走ると危ない。危ないから 3 人乗り専用の自転車をつくっていただいたということになるんですけども、危ない危なくないにかかわらず、どうしても生活の一部、子育ての一環として自転車を使わざるを得ない御家庭もたくさんいらっしゃると思うんですね。そういう中で、先ほど申しましたように自転車の事故が多い、子供さんを乗せた事故もたくさんあるということで、それを防ぎたいという道路の規制とかいろいろできまして、以前にも質問させていただきましたが、本当は道路は今部長がおっしゃったように危ないので、自転車専用の道路が欲しいんですね。だけど、それは難しい。やはり道路の整備というのは一遍にいかないということで、この 3 人乗り専用自転車が開発をされたということでございます。だから、必要性があるかないかではなくて、今まで利用されていたお母さん方がこういう専用の自転車に乗って、少しでも安心な子育てができるようにという考え方が基本でございます。

それで、アピタでは、確認をしてまいりましたけれども、11万6,000円でございます。そして、チャイルドシートが今までのシートではなくて、きちっと頭の高さまであって、頭を覆ってあるんですね。それが、今までの簡単なシートではなくて、1台7,500円しました。それを前後ろ乗せるとなると、その7,500円掛ける2台であります。そうしますと、自転車本体プラスチャイルドシートで13万1,000円、13万円ほどかかるということでございました。ついでに店員さんに、この専用自転車は購入されましたかとお尋ねをいたしましたところ、買っていただける方もありますということで、実際には必要とされる方もいらっしゃるのではないかとこのように思います。

それで、子育てはやはり前向きに考えていただきたいなあというふうに思います。制度があれば利用される方はいらっしゃると思いますので、保育園で1台ずつ用意されて、そして、一遍試しにやってみるということが必要ではないかなと思います。

購入は、やはり高いですので、近隣市町をいろいろ調べてみましたけれども、江南も20台、犬山市も20台購入をされることになっております。北名古屋市では50台、これはレンタル期間1年間でございまして、やはり1年間ないとなかなか使い勝手が悪いので、1年間は借りられ

る。そして、また1年過ぎますと再申請をしまして、2年間まで使えるというふうになっているようにございます。千葉県の市川市では全国に先駆けて、もう今年度中に無料レンタル事業をスタートされているという状況でございまして、名古屋市なんかも、もうそういった方向で進んでおります。近隣でそういった子育て支援がされておるのに、この大口町だけがすぽっと抜けたような感じで、「何で大口町はないの」と言われぬように、その辺のところをもう一度御検討願いたいと思いますけれども、このレンタルについてはどのようにお考えでしょうか。議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） そういった部分では同じようなことを思いますけれども、自転車に乗っておって事故が多いと先ほどお話をされました。そういった中で、ある程度しっかりした自転車といった場合に、対歩行者との事故等も非常に考えられます。そういった場合、実際にこの3人乗り自転車って、私もその辺のところを把握しておりませんので、一つの疑問としてお話をさせていただくんですが、車に乗っていますと当然、対人賠償保険とかを掛けてまいります。この3人乗り自転車で、もしそういった事故が起きた場合の問題とか、さらには今おっしゃられました7,500円のチャイルドシートとか、当然一番大切な頭を保護するヘルメット、こういったいろんな付帯部分で非常に多くのものがまた必要になってまいります。そういった中で、子育て支援という視点からとらえれば、確かに議員さんがおっしゃられるのもよくわかります。でも、今本当にその必要性ということを見きわめさせていただきたいと言っている中には、今申し上げましたそういった部分等もございますので、いましばらくお時間をいただきたいと思います。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） 本当に自転車は、複数のお子さんを持つ保護者にとっては、何度もお話ししますが、日常生活に欠かせない手段でございます。車をお持ちの方はいいんですけど、昼間、御主人が乗っていらっしゃるとか、自分が運転されないとか、そういう方もいらっしゃいますので、今後も深刻な少子化、そして経済不況など課題は山積しております。高額なため、子育て世帯には本当に大きな負担になります。検討委員会でも報告書の中で、子育て支援の観点からも解決方法として補助を検討することが必要だというふうに、3人乗り自転車の助成を発言されております。子育て支援策として、ぜひこういうレンタル制の導入が必要だと思いますけれども、最後に町長の御見解をお聞かせください。

議長（齊木一三君） 町長。

町長（森 進君） 子育ての観点からということで、会議の中でお話があったということで議員の御説明がありました。

いずれにしても、今担当の部長からお話をしましたように、いましばらく、この動向については見ていきたいというふうに思っています。私どもも、13万もかかる自転車というのはイメージとしてあまりぴんときませんもんですから、いま一度時間をいただきたいと思います。

( 3 番議員挙手 )

議長(齊木一三君) 柘植満議員。

3番(柘植 満君) ぜひアピタにお帰りにはお寄りいただいて、御確認をお願いしたいと思います。

次に、妊婦バッジの普及についてお尋ねをいたします。

平成17年に提案させていただきました。その後、途中お尋ねいたしましたところ、まだ配付されていなくて、予算にも説明がありませんでしたので質問させていただきました。しかし、19年から配付されているということでございまして、ありがとうございます。

妊娠初期から安心して外出できるよう、心配りのある環境づくりの推進や、周囲の人も妊婦さんへの配慮をし、妊婦の生活環境の改善を図るための妊婦バッジでございます。男性議員は御存じないと思いますので紹介をしたいと思いますけれども、こういったかわいい、バッグとかいろんなところにつけたり、いろんなところに張ったりということができるようになっております。それで、この普及啓発についてお聞かせをいただきたいと思います。

議長(齊木一三君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(村田貞俊君) 普及啓発につきましては、平成19年1月から母子健康手帳の発行時に御説明をさせていただきながら、マタニティーキーホルダーや車につける吸盤つきのマタニティーステッカーといったものを配付しております。また、ポスター等も来ますので、そういった部分での啓発も努めております。

なお、今後につきましても、引き続いてマタニティーマークの普及に努めるとともに、広く町民の方へ妊産婦に対する気遣いや優しい人づくりの啓発に努めてまいりたいと考えております。以上です。

( 3 番議員挙手 )

議長(齊木一三君) 柘植満議員。

3番(柘植 満君) ありがとうございます。

私も、いろんな予算とか出ておりませんでしたのでわかりませんでしたけれども、こういったものをきちっと大口広報に掲載していただければ、周りの方たちにも周知になりますし、啓発にもつながると思いますので、そういった啓発運動もよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、大きな2番として高齢者支援対策について伺います。

初めに、肺炎球菌ワクチンの公的助成についてでございます。

これも、平成17年9月議会でも幼児の方で提案させていただきました。死亡原因第1位だった肺炎は、戦後、抗生物質ができて急激に低下をし4位となりましたけれども、1980年以降、再び増加し、特に高齢者の肺炎が増加しております。体力が低下しがちな高齢者にとりまして最も怖い病気が肺炎とされており、肺炎の55%が肺炎球菌によるものと指摘をされております。また、9割以上は65歳以上だそうですけれども、大口町には65歳以上の方は何人お見えでしょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 65歳以上の高齢者数でございますけれども、概数しか把握しておりませんが、約4,000名の方がお見えになります。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） 大体4,000人、該当者がいらっしゃるということでございますが、12月7日の新聞に、新型インフルエンザの死亡者が100人ということが発表されておりました。亡くなった方の36%が60歳以上の高齢者だそうです。肺炎球菌が引き起こす主な病気は、肺炎や気管支炎、そして呼吸器感染症を初め心臓、呼吸器の慢性疾患を持つ人が感染すると重篤化してしまうおそれがあります。インフルエンザに感染した高齢者は肺炎を併発するケースが多く、このため肺炎球菌ワクチン接種により重篤化を予防する効果が期待されております。このワクチンは1回の接種で効果がありますけれども、自己負担の任意接種のため、1回8,000円程度かかります。高額であるため、公費助成を行ってはどうかと思っておりますけれども、御見解を伺います。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 日本人の65歳以上の死亡原因の約1割は肺炎で、風邪やインフルエンザなどをきっかけに発症いたします。肺炎の原因の39.8%は肺炎球菌によるもので、肺炎球菌が原因の肺炎には肺炎球菌ワクチンが有効とされております。しかしながら、このワクチンにつきましてはアメリカからの輸入ワクチンとなり、供給を急にふやすことができないため、現状は品薄状態ということでございます。また、肺炎球菌ワクチンの効果は5年ほど続くとされておりますが、アレルギー反応の可能性があるなど個人差がございます。こうしたことにより、すべての肺炎を予防するものではなく、日本では一生に1回だけの接種しか認められておりません。そういった中、本町としましては、高齢者の肺炎を予防するために手洗いとうがいの励行や、口の中の衛生状態の保持、症状がある場合は早目に医療機関へ受診してもらうなど、基本的な予防の周知をするとともに、インフルエンザ予防接種の勧奨を引き続き進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

( 3 番議員挙手 )

議長 ( 齊木一三君 ) 柘植満議員。

3 番 ( 柘植 満君 ) そういう方も中にはおありだと思いますが、全般的にこのワクチンの効果というものが今認められておりまして、いろんなところで各市町がこういった助成を始めております。東京の西東京市は、ことしの10月から1回3,000円の補助が行われております。そして、小牧市も6月からということでありまして、1回5,000円の補助を行っております。対象者は75歳以上ということで、1万500人の対象者の中から現在の申込数が5,000人を超えたということでございます。そして、その中の接種率が、11月現在で41%の方が接種をされているということでございます。

そして、こういった皆さんが、小牧は助成があるのに何で大口はないんですかということをご地元の方から尋ねられました。本当にそうですねとお返事をしたんですけども、やはり高齢者の方が、今これだけ新型インフルエンザということで問題になっており、ことしは新型でしたけれども昨年は鳥インフルエンザ、いろいろインフルエンザが毎年拡大をしている中で、健康な方はいいんですけども、先ほどの呼吸器感染症を持っていらっしゃる方、肺炎や気管支炎などの持病を持っていらっしゃる方、心臓病、そして呼吸器と慢性疾患を持っていらっしゃる方にとりましては、こういうものがあればぜひワクチンを接種しておきたいという思いが強いのではないかなというふうに思っております。

今は、いろいろな事情もあって不足をしているかもしれませんが、こういった助成制度があれば、小牧でこんなにたくさんの方が申し込んでおられるとは思いませんでしたけれども、それともう一つ、ワクチンが不足をしているというふうにもお聞きをしておりましたが、接種率で41%と。結構あったじゃないですかということをお願いいたしたいんですけども、やはり皆さんがこういった助成制度をつくられて、どんどん申し込みをされますと、国もこういうものをもっとたくさんつくっていかねばいけなくて、用意していかねばいけなくて、地方から国を動かしていくという働きにもなると思うんですね。だから、ハイリスクを伴う方々には最悪の事態を防げる効果があることはわかっておりますので、申し込みが多くなることによって、先ほども言いましたように現場の声が国へ届いていくことにもつながると思いますので、ぜひこういったワクチンの助成制度をもう一度真剣に、前向きに御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長 ( 齊木一三君 ) 健康福祉部長。

健康福祉部長 ( 村田貞俊君 ) そういった部分では十分検討いたしたいと思っておりますけれども、ただ実際、今、肺炎にかかる原因の約40%は肺炎球菌ということでございます。あと6割はどういったことによって肺炎にかかっていくかといった部分、全体的な面でのとらえ方も必要に



なってくると思っておりますので、検討はしたいと思っておりますけれども、現状のところはそういった形で進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

( 3 番議員挙手 )

議長 ( 齊木一三君 ) 柘植満議員。

3 番 ( 柘植 満君 ) よろしくをお願いをいたします。

そして2番目に、救急通報時のいろんな情報を生かす仕組みであります救急医療情報キットの配付事業の取り組みについて伺いたいと思います。

救急医療情報キットとは、救急情報の活用・支援といたしまして、平成20年5月から東京都港区が全国初の事業としてスタートをいたしました。事業内容は、高齢者や障害者が自宅でぐあいが悪くなり、救急車を呼ぶ、もしものときの安全と安心を守る取り組みであります。港区から送っていただきましたので、紹介をしたいと思っております。

この容器がキットでございます。この容器の中に、かかりつけの医者、服薬内容のコピー、持病、緊急連絡先、診察券や保険証のコピー、そして本人の写真のコピー、こういうものを一つにまとめまして、ここに入れておきます。そして、これを冷蔵庫の中にしまうわけですが、ここにしまっているよということで、冷蔵庫にこれを張ります。そうしまして、急病などで救急車の救急処置を受ける際に救急隊がこの情報を活用するわけですが、これが玄関のドアの内側にも張ってあります。ですので、もし救急隊が見えたときには、これが目につくと、ああ情報がここに入っているなということで冷蔵庫をのぞくこととなります。これはマグネットになっていますから、冷蔵庫に張れるようになっております。そして適切な処置を行うということで、消防・医療機関などと連携をいたしまして、救急対応に結びつけるというものでございます。本当にこういったものが簡単にでき、そして情報がしっかりと確認ができるということはすごい便利だなあと思っております。また、この情報の正確性を保つために更新内容を個別に通知しているようで、1年たったらまた連絡が来まして、内容を書きかえてくださいよと。病気も変わるかもしれませんし、いろんな状況が変わるかもしれませんので、そういうものをきちっと書き直してくださいよという通知を出されているようであります。冷蔵庫はほとんどの家庭にありますので、わかりやすいということで冷蔵庫ということになっておるんですけれども、この救急隊の手間を省き、迅速に適切な救急処置ができること、そしてまた個人情報を自分で管理することができるということがこのメリットでございます。

まず、本町での救急車出動の件数と、65歳以上の人数は先ほど4,000人とおっしゃいましたので、その中で65歳以上の方が何人ぐらい救急車を利用されているのかということをおっしゃって教えていただきたいと思っております。

議長 ( 齊木一三君 ) 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 救急搬送のデータの的なものということでございますけれども、平成20年におきましては、大口町の出動件数が736件ございます。そして、65歳以上につきましては296件でございます。そして、平成21年につきましては、現在11月までのデータでございますが、全体が639件に対する310件という救急搬送の状況になっております。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） ありがとうございます。昨年度で736件ですね。20年でね。

この中で死亡者数を教えてください。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 死亡者につきましては、平成20年におきましては9名の方が亡くなりになりました。そして、今年度11月までに17名の方が亡くなられておるということでございます。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） 20年度で大体1日平均2件の救急車が出動していると思うんですけども、21年には死亡者が17件ということで、大変ふえているなあと感じました。

ところで、港区でこういったキットの配付が行われたということで、予想を上回る反響があったそうでございます。ひとり暮らしの方、そして近所づき合いがない方にとりましては、大変安心感を持たれたようであります。今後ますます高齢化社会になって、ひとり暮らしの方がふえていくことはもう間違いないと思うんですけども、それに加えまして障害者の方、そして同居されているんだけども昼間に一人になられる方、いろんな方々がいらっしゃると思いますので、今から救急と医療と、そして行政もかわりながら、こうした取り組みが必要になってくると思いますけれども、このキットのシステムに対しましてはどのようにお考えでしょうか、お尋ねします。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 情報キットに対する考え方ということでございますけれども、一つ、まず高齢者支援という視点の中で、現在大口町が行っております、御存じかとは思いますが、緊急通報装置の設置事業の説明をさせていただきたいと思っております。

大口町におきましては、昭和63年度から緊急通報体制整備事業ということで、在宅で生活されている65歳以上の単身高齢者、75歳以上の御夫婦で暮らしてみえる高齢者世帯といった必要性の高い御家庭へ緊急通報装置を貸し出しいたしまして、利用されている方の緊急連絡先、そして現在かかってみえる医療機関、主治医、既往症及び実際倒れた場合に協力していただ

る協力員などの情報を、あらかじめ丹羽消防署の方へ提供いたしております。そして、こういった情報については、毎年装置の点検の際に利用者確認、また利用者の方にいろいろお話を聞く中で情報内容の更新を行っております。こういった視点で見れば、まさに情報キットよりも非常に有効な制度かなあと考えております。そういった中で、町としまして、万一のときにボタン一つ押すだけで丹羽消防署と連絡がとれる体制になっておりますので、こういった緊急通報システムといった部分での啓発、さらには普及に努めてまいりたいと現在は考えております。

( 3 番議員挙手 )

議長 ( 齊木一三君 ) 柘植満議員。

3 番 ( 柘植 満君 ) 緊急通報システムは存じております。利用されている方は、やはりこれは大変便利なものであると思うんですけれども、65歳以上が単身で、75歳以上の御夫婦の高齢者ということですね。

それで、このシステムにはいろんな条件もあると思うんですよね。お元気で歩けたらいかんとか、歩くことができたらちょっと対象にならないよとか、私も1回お尋ねしましたときにそういうことを伺いました。私も知らなくて、ああそうなんだ、申請をすれば皆さんいただけると思ったんだけど、そうではないということがそのときにわかりました。このキットは、どなたもこれをやっていくことができる。障害者の方、心配な方、65歳以上であれば65歳以上でも結構ですので、そうやって決めていただければ、緊急通報システムを使えない方たちもいらっしゃるので、さっきお話ししましたように、同居されているけれども昼間は一人の方とか、そういう方たちにはこれが使えると思うんです。そういうことも含めて考えていただきたいと思うんですけれども、今どれだけの方がこの緊急通報システムを利用されているんでしょうか。

議長 ( 齊木一三君 ) 健康福祉部長。

健康福祉部長 ( 村田貞俊君 ) 緊急通報装置につきましては、まず単身高齢者が現在大口町は191人です。そして、高齢者世帯が47世帯ございますが、現在、大口町全体で69台を貸し出しいたしております。

( 3 番議員挙手 )

議長 ( 齊木一三君 ) 柘植満議員。

3 番 ( 柘植 満君 ) 65歳以上の方が4,000人いらっしゃるという中で69件の方しか利用ができないというのは、もっともっと広く、いろんな方たちが利用できるようにしたいと思うんですけれども、この緊急システムは高いというふうに伺いました。ある方がつけてほしいと言われたときに、これは高いんですよ。だれにでもできるというわけではないんですよということで、やはり条件があるということを知ったんですね。それで、本当に簡単ですので、例えば

この分だけでも100円とかで買っていただいて置いていただくという手もありますし、自分でペットボトルをつくって、そこに入れて冷蔵庫に入れるということもできると思うんですね。ただ、実施される気があるかないか、考え方があるかないかということだけではないかと思えますけれども、町長さん、このキット、どのように思われますか。

議長（齊木一三君） 町長。

町長（森 進君） だれにでもというような発想というのはなかなか私どもにはなくて、その人の生活の中で何かが不足しておいて、それを補う福祉という視点での発想しかないものですから、今お話を聞いておきますと、どなたにでもというようなお考えの中で出てきた話のかなあということを思っています。ただ、私どもも、救急の現場におきましてどのような状況があるのか、ちょっと掌握をいたしておりませんので、そのあたり一度、今言われましたような、救急の場合に大いに役立つ、あるいは今の現状としていろいろと問題があるというようなお話があるようでしたら、一度それは双方で話をしてみたいなというふうに思っております。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） 65歳以上の方でどなたでもということでございますので、病気というのは、あした病気になるなんていうことはありませんので、突然いろんな持病が出たり、発作が起きたりするということがございますので、そのための救急医療情報キットということで御理解をいただきたいというふうに思います。いざというときの備えとして、災害にも役に立ちます。キットの情報量も豊富であり、先ほども言いましたけれども、本人が管理できるということで大変いい事業だと思っておりますので、ぜひこうした取り組みに対しまして前向きな御検討をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、最後に子供手当について伺いたいと思います。

さきの9月議会で議決した平成21年度の補正予算に組み込まれた子育て応援特別手当が、新政権になり、マニフェストを実現するために一方的に執行停止となりました。このことで、事務経費だけでも131億円と大変な無駄が生じたと言われております。新入学を控えていた御家庭など対象者の家庭を裏切るものであったと、大変残念なことだと思っております。

子供手当についてお尋ねいたしますが、これは児童手当にかわるもので、児童手当は、40年前、公明党が創設し、何度も何度も拡充をしながら守り続けてきた元祖子育て支援でございます。児童手当の拡充に反対してきました民主党は、子供手当と名前を変えてやってきましたけれども、この子供手当を実現するために、総額6兆円とも言われる財源確保に、地方や企業にも負担を求める検討を始めております。これを現行の児童手当の国・県・市町村の負担割合と仮定しますと、大口町の負担は幾らになるんでしょうか、お答え願います。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 子供手当についての御質問でございますけれども、この子供手当につきましては、児童1人当たり月額2万6,000円を支給する制度となっております。この手当が支給されることとなった場合、大口町における総支給額につきましては12億4,800万円ほどが必要になってまいります。そして、その費用負担割合が、もしこの御質問にありますように、地方への負担を求めると仮定をして積算いたしますと、大口町の費用負担額は3億5,037万円ほどになってまいります。ただ、平成22年度につきましては半額の月額1万3,000円となる予定でございますので、総支給額につきましては6億2,400万、もし自治体負担がある場合は1億7,518万円ほどの負担が出てまいります。以上です。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） 町の負担が一気にふえるということになります。

子供手当の財源に充てるために、扶養控除の廃止が決まりました。配偶者控除、特定扶養控除は意見がまとまらず、来年度に議論を持ち越しとなりましたけれども、増税になるのではと不安の声が聞こえております。そこで、どのように影響するのか、わかる範囲でいいですので、扶養控除廃止が執行されたとしまして、税と収入の増減推移を教えてくださいたいと思います。

まず、平均的な家庭を想定いたしまして、夫がサラリーマン、妻は専業主婦、中学生と高校生の子供1人ずつの世帯で、世帯収入500万円の場合と700万円の場合でお答えください。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 扶養控除につきましては、現在言われておりますのが、16歳未満の者に対する扶養控除を廃止していくという考え方の中で現在動いておるかと思っておりますけれども、具体的な試算でとらえてみますと、まず収入500万円の御家庭につきましては、子供手当の総額としましては22年度が15万6,000円になります。そして、税額を積算しますと、控除があった場合は22万3,500円になります。そして、控除なしでとらえますと27万8,700円となり、5万5,200円の税がふえてまいるという、税だけでとらえればそれだけの数値となっております。ただ、500万円、700万円それぞれ実際想定をさせていただいたのは、生命保険料が満額の5万円と、そして社会保険料部分だけを控除するという中で、500万円につきましては30万円ほどという想定で計算をいたしております。同様に、収入700万円の方につきましては、子供手当については全く同じでございますけれども、税額が控除ありでいきますと49万5,000円、そして控除がなくなったと仮定しますと56万6,000円となり、税だけで7万1,000円の増額となっております。以上です。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） 夫婦のみで妻が専業主婦、それから世帯収入500万円の場合と700万円の場合はどうなりますでしょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 扶養控除の廃止される部分につきましては、16歳未満ということととらえておりますので、特に廃止になったことによって税に影響が出てくることはないと考えております。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） それでは、夫婦のみで年金生活者の場合はどうなりますか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） このケースの場合も、年金生活ということでございますので、実際お子さんを扶養してみえるとか、そういった部分もございませんので、税だけで見れば変わってまいりません。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） 今は配偶者控除がありませんけれども、配偶者控除がもしなくなってしまうと増税になりますね。まず、子供さんが見える家庭はそれなりに収入があると。しかし、いろんな形で若干変わってくるかなということでありませぬ。そうしますと、保育料はどういうふうになるのでしょうか。

まず、1番のサラリーマンと専業主婦と中学生と高校生の家庭を、1人、中学生を保育園児に変えた場合はいかがでしょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 保育料につきましては、たまたま今回の試算をする方につきましては、階層区分が同じ階層区分に入っております。ですので、保育料については現状影響が出ておりませぬけれども、ただ試算における控除が、先ほど申し上げましたように生命保険料と、あと社会保険料だけしか見ておりませぬので、これは、実際に控除していく部分がある方によっては、また影響が出ることは想定されます。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） ありがとうございます。

それでは、国民健康保険や後期高齢者医療制度などの窓口負担の割合というのはどういふ

うに変わっていくんでしょうか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 国民健康保険や後期高齢者医療制度につきましては、基本的には住民税の課税所得額が145万円という基準がございます。この基準を超える世帯については、現状145万円以下であれば負担割合が1割でございますけれども、これを超えてくるという形になってきますと3割負担になってまいります。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） 大変大きな負担になっていくと思うんですけれども、介護保険料はどういうふうに変わりますか。

議長（齊木一三君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（村田貞俊君） 介護保険料につきましても、同様に住民税の課税・非課税という中で世帯単位で見えてまいりますので、影響は間違いなく出てくるであろうと思います。さらには、実際、サービス利用されます高額サービス利用限度額、ある一定の金額を超えた場合はそれ以上はといったサービス利用限度額についても、影響が出てくるのではないかと思います。

（3番議員挙手）

議長（齊木一三君） 柘植満議員。

3番（柘植 満君） 廃止によって非課税から課税になれば段階が変わっていくということで、増税になる場合があるということでしょうか。

本当にいろいろと細かく教えていただきありがとうございました。今のお話を伺っていると、子供手当で中学生以下の子供さんがいる家庭は大体収入がアップするということになりますけれども、税制改正も同時になされますと、片方が働いていて子供がいない家庭や年金生活の方など、いろんな状況、扶養控除などさまざまな制度の基準・判定などに用いられているために、扶養控除が廃止された場合には、わずかな年金生活の方や高齢者の方たち、そして保育料もひょっとしたら影響してくるかもしれないということで、いろんな影響が出てくるということになります。

子供手当の支給額が多額になりますと、その財源や予算の枠組みにも影響することになりかねません。兵庫県三木市は、国のやり方が地方自治を軽視しているということで、子育て応援特別手当を独自で、財政危機宣言下ではありますけれども市単独で11月中に実施をするということで、11月15日の記者発表をしたということを知っております。また、12月9日に神奈川県知事は、子供手当に地方負担を求めるならば県負担をボイコットする意向を表明し、全国知事会も、地方負担に対する緊急声明を発表したいということも言っておられるようですけれども、

マニフェストありきの政策で、この廃止の説明も根拠がない今の政権に本当に不安が残ってしまいます。来年、子供手当の支給が明確になった時点で、早期に、ここがこういうふうになるんだという説明を丁寧に広報していただきたいということを要望して、一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

#### 散会の宣告

議長（齊木一三君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

明日予定されておりました一般質問は本日で終了しましたので、休会といたします。

次回は、明後日16日水曜日午前9時30分から本会議を再開いたします。

本日はこれをもって散会といたします。御苦労さまでございました。

（午後 4時45分）